

【史料紹介】米国議会図書館所蔵『軍敗要目集』

山田雄司

【解題】

『軍敗要目集』全十二巻は、米国議会図書館所蔵、陸軍参謀本部旧蔵であり、本文中に「参謀本部文庫」印が捺されている。他の機関での所蔵は見られない孤本である。米国議会図書館蔵日本古典籍目録刊行会編『米国議会図書館蔵日本古典籍目録』（八木書店、二〇〇三年）には、17武学・武術B兵法4027「軍配要目集 GUNBAI YUUMOKU SHU」写12冊 袋 26.7 ㊦×19.9 ㊦と記される。本史料をはじめ、明治以前の日本古典籍が米国議会図書館蔵となった経緯については、同書および田中宏巳編『米議会図書館所蔵占領接收旧陸海軍資料総目録』（東洋書林、一九九五年）に詳しい。

史料調査および写真撮影は、二〇一九年八月二十六・二十七日、二〇二二年八月二十三日・二十四日の二度にわたって、元・三重大学人文社会科学研究院生の福島嵩仁氏とともに、米国・ワシントンDCにある米国議会図書館トーマス・ジェファソン館で行った。

『軍敗要目集』巻十二末尾には、「井伊掃部頭直孝従士 権道正伝 富上喜大夫藤原因利編集之」と記されている。井伊直孝（一五九〇―一六五九）は、井伊直政の次男として駿河国中里で誕生し、彦根藩第三代藩主となり、慶長十五年（一六一〇）掃部頭に任官している。

本書を執筆したとされる富上喜大夫藤原因利については不詳である。書目にある「軍敗」は「軍配」と同義で、軍隊の指揮をすることを意味し、本書は戦いのための戦略・戦術について記されている。兵法

学の変遷については、石岡久夫『日本兵法史』上・下（雄山閣、一九七二年）に詳しいが、本書もその一つとして位置づけることができる。本書の構成は、巻一築城、巻二進発法并行列、巻三陣宿始終作法、巻四陣場割、巻五斥候、巻六攻城、巻七夜討、巻八船戦、巻九旗旗、巻十合戦并足軽、巻十一首実検序説、巻十二天文日取之事からなっている。このうち、巻五に斥候の方法についてまとめ記されるが、他の巻においても忍びの方法について叙述されている。本書の存在はこれまで知られておらず、兵法研究において有益と思われるので、ここに翻刻して掲載する。

【凡例】

- 一、翻刻にあたっては、原本の体裁をできるだけ尊重したが、読みやすさ等を考えて、適宜句読点等を挿入し、改行を施した。
- 一、使用字体は、原則として常用漢字を用いたが、史料の性格や固有名詞等を勘案して、原本のままとしたものがある。
- 一、闕字、平出、台頭等は忠実に再現した。
- 一、合字「𠂔」（トモ）・「メ」（シテ）・および「𠂔」（こと）などは現代語に直した。
- 一、原則として原本通りに返り点等を施した。
- 一、見やすさを考えて太字表記にした部分がある。

史料閲覧にあたっては、米国議会図書館アジア部伊藤英一氏ならびにキヤメロン・ペンウェル氏に大変お世話になった。記して感謝したい。

本書翻刻にあたり、郷原匠氏（当時・三重大学人文社会科学研究所院生）に大変お世話になった。記して感謝したい。

本稿は、科学研究費基盤研究（C）（一般）11K00951 二〇一九年度～二〇二二年度「米国議会図書館蔵忍術関係史料の研究」成果の一部である。

軍敗要目集巻第一目録

築城

- 一、築城は三才合一を宗とする事
- 一、為城主撰吉年月吉日良辰事
- 一、曆中段之内撰出す事、付吉日吉時選出す事
- 一、山形首尾前後事、并五性の沙汰、付神体商三宝の事
- 一、男山女山之事
- 一、城を取心持之事
- 一、大手門、付掖之事
- 一、馬出之事
- 一、虎口之事
- 一、見越之所より人衆出入敵に不被見切様に可取事
- 一、横矢能々考可取事、并折屏出屏分別之事
- 一、矢狭間之事
- 一、櫓立所之事

一、矢切之事

一、堀裏歩ミの板之事

一、町中栄ル様に道筋を可取事

一、矢倉其外普請損徳之事

一、天下の主国守郡守城取心持之事

一、大将居所之事

一、蔵建処之事

一、堀土囲虎落等之事

一、境目城預る心持之事

一、城を可取故実重々有之事、付郭堀等品々之事

一、陣城砦付城之事

一、八門窓屋敷取二用る事

軍敗要目集巻第一

築城

- 一、築城ハ三才合一を宗とする事
- 城郭ハ容易きつきかたきもの也、然るを築、此節至れるハ天命也、地形よろしきに応するハ地理也、無用之民力不費ハ人事也、此趣にかなふ時ハ、国家無事、一身安住、子孫長久成へし、
- 一、為^城国主撰吉年月吉日良辰事
- 城主のために吉年月吉日良辰を撰定、城を可築事肝要也、代々子

孫の性は替る事なれ共、開基の主人の性を本とす、城主の性と其山の性と相加尤なり、又城主の性を其山の性より相生尤也、又云、七八十月吉月と云々、論云、十月ハ独陰月不_{ルニ}用_足、正五九月夏三月の内、是亦火位の月とて不用なり、猶口伝、

一、曆中段撰出す事、付吉日吉時撰ひ出す事

建定成満平の日、曆中段之内ハ可用之、

千倍日 保日 義日 金剛峯日 天赦日 此内可用ものなり、

嘉辰縁会時 立命時 本曜^本万倍時 幸事万倍時 天福德時

此五時の内を考合、多分を以て可用也、

一、山形首尾前後事并五性ノ沙汰、付神体商三宝之事

其地其山に付て首尾前後見様、有口伝、又神体商と云故実有之、

此上を以て地利の総体として可取立、是則号三宝、神ハ軍神勸

請之事、体ハ地形城主受命之方、商は貝金鼓之事なり、口伝、

并山に付、性の沙汰は、

南面ノ地とハ、東西_江長く、南低く、北高地形也、水性也、真城

の門を巳午の間にあくる、己ヨリ七目軍神可祭、五目_ニ当テ声ヲア

グヘシ、九目大将受命ノ方也、此方ニ向テ万歳ノ祭事ヲ致ヘシ、委

キ作法本書ニ有之、

東面ノ地とハ、北南へ長く、東低く、西高キ地形也、金性也、

真城之門を寅卯の間にあくる、寅ヨリ七目軍神、五目声ヲ揚、九

目大将受命ノ方、

乾巽へ長キ地を産体地と云、木性也、真城の門を未申ノ間にあ

くる、未ヨリ七目軍神、五目声ヲアケ、九目大将受命ノ方、

艮坤へ長キ地を哲体の地と云、火性也、真城の門を申酉の間に

あくる、申ヨリ七目軍神、五目声ヲ揚、九目大将受命ノ方、

角にして円キ地を円体地と云、土性也、真城の門を亥子の間に

あくる、亥ヨリ七目軍神、五目声ヲアゲ、九目大将受命ノ方也、又

此地ハ巳午ノ間ニ真城之門立テモ不吉、依之巳ヨリ七目五目九目ヲ

モ用ナリ、

右之外、蓮華迎、出船迎、男山迎、女山迎、廻り高中低地、蓮

華迎と云、

山形如船成を出船迎と云、水辺近きよし、

山の陽に付て南へ長く延たるを男山迎と云、吉山也、

山の陰に付て北へ長く延たるを女山迎と云、凶山也、

右を九城の地と云、

一、男山女山之事

大山に不続して四方切れて口の二有ハ男山也、大吉也、大山に続

き口の一ツある女山也、大凶也、もし了簡なき子細によつて加

様成山を用る事あらハ、急に大山につく所の峯を掘切て別の

地となし、可取城者也、

一、城を取心持之事

其城主の身上分限を積り、士卒如何程にて幾曲輪何百間、仮所を

可持を可分別、先小詰に取て広くるハ安きもの也、広く取て縮

る事ハ不吉也、先身上分限を考、本城に家いか程可建積り、家

と内堀と土圍との間二間柄の鎗を持、自由に走廻る程開て、其うへ土圍高サ三間か二間敷、山城平城其処の様子ニ依て上ケ、堀裏にて一間柄の鎗を持、自由に働く程にして其土圍の積りを置、其外堀の間を可打、其上二三の郭に至るまで人を可置積を以繩打すへし、

○居城の普請ハ内よりして出る、取出付城などハ外よりして入、当座の取手普請心持有之、

一、大手門、付掖之事

大手の門正面に可建、筋違ひすむへからず、搦手門無儀いかやうにも可建、付掖門の両方に可有之、常ハ門の右脇に可有之、但地形による、片掖の時、戸の開き様、口伝有之、

一、馬出之事

本城二三曲輪之馬出大に可取、体ハ横矢を請、いか様にも考て能様に可取、総構の馬出小ク可取、両方に門有へし、扇の曲尺繩打と云事、口伝有之、

○総して馬出近年品々沙汰有之、尤の理をかなへて所に応すへし、

一、虎口之事

虎口左右に不可取、人の如衣紋尤敵合順逆ノ考弁專要也、口伝、

一、見越の処より人衆出入敵に不被見切様ニ可取事

本城二三の曲輪の内、土屋敷の割様肝要ニ候、見越の有所も屋敷

の割様にて人の出入不見ものにて候、見越有かたの土居に松、杉、榎、西海子、竹を植申候、惣して惣構の土圍に右の竹木を植申候、重々口伝有之、

一、横矢を能々考可取、并折屏出屏分別の事

大方堀の折目に有へし、但折屏等ノコトカ、櫓被立候地形にて候ハ、矢倉をたて尤ニ候、櫓なき所に折屏出屏仕候、

一、矢狭間之事

矢狭間切やうハ、外かハ老尺式寸、高サ八寸、横のぬり出シ式寸、尤上下も式寸ツゝぬり出、故に八寸四寸のものなり、

○鱗狭間切様、下一文字に八寸、中通り八寸塗、高四寸になるなり、円狭間八寸塗て四寸になるなり、

○狭間の事、一番長狭間、二番鱗狭間、三番円狭間なり、矢さまは長くする本也、鉄炮狭間ハ色々にする也、土台際五寸八寸のもの也、

○狭間一を式人して請取もの也、乍去近代銃出来より、狭間一つに弓式張の沙汰無之、

○狭間切やう、弓専ラにして能所有、鉄炮の能場有、堀の遠近に よるへし、

○当座の取出などには物見狭間可有之、堀の覆の際に有へし、口伝、常の城にハ無之候て不苦、櫓有かゆへなり、

一、櫓立所之事

矢倉一ツにて三方の横矢になる如く可用之、但シ時宜によるへし、大方堀の折目に有へし、

一、矢切之事

堀の上の覆の棟より高サ大方三尺五寸竹にて虎落到結、虎落の内を三尺板にて、葦五寸ハ其俣虎落到てをくへし、虎落ハ竹のねそにて結緒留外之方なり、虎落の菱、豎八寸横四寸也、付上り矢切之事、重々口伝、

一、堀裏歩ミの板之事

豎ハ堀の高サニ高下有候へ共、大方七尺五寸の堀ハ、堀のやね覆より下可為、六尺覆の際より三尺除て、柱を屏間一間に一本ツ、立堀柱と立候、柱と横に覆際に腕木を扣の腕木と同前に仕候、腕木の上に板を廻(こ)直(く)直三尺にわたし、其上を走廻り自由仕候、故に歩ミの板と申候、尤歩ミの板の下に居候者ハ、矢狭間一ツ、請取役を勤申候、加様の儀を分前仕、土圍の広サ如何程と極、土居敷の積を以て堀の間を定め、待屋敷、町屋敷、小路々々の間を極め、城内より郭外までの縄打仕候、但矢切、歩版など仕候義ハ、惣構の可為心得候、

一、町中栄ル様に道筋を可取事

往來の人通り少き時は町屋衰微するもの也、商売いとなむ者ハ通りの町に置、諸職人をハ傍の町に可置、大手橋際に職人店鬻ノ者を不可置、

○町の家塾狭を本とす、広して五間の口たるへし、如此なれハ町に人多くして栄るもの也、

○町口大手の惣門より本城まで遠く通ルやうに郭をとるへし、其間近ければ城中浅まに見えて悪し、

一、櫓其外普請損徳の事

矢倉をハ堀の折目、又ハ遠ク見切る処に可建、惣して櫓は二重有ならハ、下の重ハ大筒を置打へき也、中のえん板一間とおりをはつすへき也、後の壁あれハ煙籠りてあしきもの也、故に土をおとすへし、上の重にハ弓、又ハ小筒を置揃するものなり、

○門にハ常に三階に矢倉をするハ無益也、其故は居ことならず、二階ハ物見シ、又上より働も有へきか、三階は曾而せざるもの也、

○矢払の取やうにて損徳有事なり、強弱長短厚薄大小龜密、所によりて可用之程能なきゝる時は損有儀なり、

一、天下ノ主国守郡守城取心持之事

其品により重々心持有之、一様にハ無之もの也、先あらまし之儀記之、

○天下の居城ハ諸国の米穀竹木等入よく、水魚多く、其地形も広く、三四日路も外に国の用害可成切所有てよし、惣して何程自由なりとて、天下の居城ハ其国はかりにてならざるもの也、他国の運送可考、城の取様も少々かハる、又つりあひの大事有、重々口決、

○五ヶ国十ヶ国の大名の居城は、もとより何かの運送よろしく、

天下の居城より切処を少可近付、城取之心持少々替り有之、

○一二ヶ国大将の居城ハ、是も運送自由に切所五六里内外良とす、居城をもその人数によつてなすものなり、故に五三ヶ国の城より小クとるへし、

○郡主の城取、其人数にしたかひて次第に小くする也、惣して大勢ハ出て戦ことを旨とす、小勢は出る事利なし、故に城を堅固にとるへきなり、口伝、

一、大将居城の事

大将の御座所ハ四方より見ゆるハ悪し、人近付さる所よし、高山の有方すへからず、それより見落して悪敷也、常は便有処御座をなすへし、籠城の時のため、平常はさもあれ大将の居所の地形材木等迄支度し置へきなり、口伝、

一、蔵建所之事

蔵は遠きを不用、本城の内にする也、二三の丸ハ取れても本城の用に立ものなり、殊米、塩、味噌の類可置也、近代鉄炮の薬蔵なども、外にあれば敵の用に成て益なし、殊城の遠所に置ハ不覚なり、乍然大将の居城などハ近くへからず、山城猶もつて也、

一、堀土居虎落等之事

堀の事ハ深きを専とす、から堀は底を成ほと深して、中に大石を置、足場悪鋪すへし、水堀は所により大石不入して不苦、近代

水をためんため、土橋をつきて水をせき留ること無益の儀なり、土橋ほり割る時は水皆落るものなり、

○惣かわの土居の上をろくにすへし、土居も三間柄の鎗を自由にあつかふ程にするなり、惣かはの堀かけすは柵をふるへし、柵ふりやう陣場の所に注す、

○堀は平城ハ六尺、山城は五尺にすへし、腕木長サ壹尺八寸、
○敵金堀を入へき処の櫓の下へ大瓶を深く可埋、
○門のかふきの外をハ、板を取はなしにするものなり、子細は敵門に付て大石を上より落すためなり、

○猿虎落ハ土居の半腹にもかりを付る也、石を置てそれに繩を結付、たをれさるやうにすへし、取つき切岸の所に用来るもの也、

○葉虎落ハ堀へ三尺八寸にひしを削て、乱株のこづくに底に置き、

○水虎落と云はそれを破る故に早く岸につきかたし、堀にひしとつかせましと張為也、惣て繩をはり、又ハ大木を中に柱を立て結付て置、枳殻等の刑をたはねて入置ものなり、水虎落ハ三尺八寸、口伝、

○本城、二三の丸、土居の内草、その外食類になるものを植る作法也、惣がわ竹を植るものなり、籠城の時、切て菱に用るなり、

一、境目城預る心持之事

義理の慥なる士將に預へし、無義理士にハ何やうの勇智ありとも

あつくへからず、無義理ものは必反逆をする故に、国の弱ミと成るなり、敵に降て先手となす時は、国の案内知りたるなれハ六かしきものなり、能人をする事専要なり、其上人質を能取置へし、

○境目の城に妻子を置たるかよし、国府に妻子を置たる士は、北て国府へ行安きもの也、殊百姓町人等の妻子を城に籠らせねは、大事の時ミなにくるものなり、故に早く人質をとり、本丸に押籠め置て、扶持をハ主人より与ふへし、

一、城を可取故実重々有之事、付曲輪堀品々之事

先作法を能知りたる人、又数度敵の城を攻て虎口詰りの付にくき所を能覚たる人、又籠城をして敵にせめられ、損徳の有を能々覚へたる人、寄合て其子細をかんかへ可取事肝要なり、

○城の形土地によりて、おのつから方、円、曲、直、鋭有へし、それ／＼に応して本城をとり、是に応して曲輪をとり、虎口、矢払に心を付て取へし、城は備を安居する処とするへし、又当座に砦など取候に、先その外がわの縄打、見切次第になす事有之、かやうの義、自然の理に不背を城取の本意となすなり、大むね此外の義なし、口決重々、

○山險地、平易の地共相応に、攻守わかる城に陰陽の品有、縄張堅横ならひ有之、虎口寄場に順送得失有之、委く会得すへし、○堀広狭又は得失の吟味有、并捨堀、山城に堀の内道、堅堀等、所によりて其利に任て用る義也、

一、陣城砦付城之事

陣城は目を経て陣をはるに、大将の居所堅固に備るのわきなり、砦ハ本城より防守の利になす事なり、付城ハ味方のいきほひをはり候によろし、尤領国入ましりたる所、又ハ敵地へはミ入に便となるもの也、右いつれも山による事おほし、虎口大かた味方の方へなる、縄張心持、口伝有之、

一、八門凶屋敷取に用る事

財 病 離 義 管 劫 害 吉

○ ● ● ● ○ ○ ● ● ○ ○

たとへは向所の左を始として順にあつる、東面ならハ良を始として順に異へあつる、但所によつて了簡なくは、或は八間、或は八尺角を闕て、少しのき、角を立る様にして其所を角と定め、首に用て八門に可当もの也、

軍敗要目集卷第二目錄

進発法并行列

一、敵国取懸る前觀察決定之事

一、吉年月吉日良辰をえらひ出馬之事、付三十日先立て間諜を可放遣

事、同五間之事

進發法并行列

一、發向之時三日先立て輕歩遊士を可放遣事

一、中候之事

一、陣中斥候番之事

一、出馬三日以前総軍勢陣中法度書申渡候事、并行列次第手札配様、

付手札書様之事

一、加法所制札之事

一、軍中法度条目之事

一、陣場法度之事

一、戰場法度之事

一、高名牒之事、并感状之事

一、城中江士大将諸物頭被召寄軍中条々被仰出之事

一、陣夫割之事

一、当日夜半過軍鑑以指図於大手門橋作配之事

一、当日卯刻大将本丸大手ノ門外へ出御有て使番衆人数立場様子言上之事

一、行列之事

一、螺ノ声起様之事

一、太鼓之事

一、古法二軍中三ヶ之相図之事

一、敵国江取懸ル前觀察決定之事

凡敵国江取かけんとならハ、先一二年も其国へ遊士、間諜を放し遣し、敵国の虚実空隙を見て敵の行国政をしるへき事肝要也、或ハ其国江商物を遣シ、其売物本品を以て国主并臣下時ノ権柄を執るものゝ心中をしり、或ハ僧、陰陽師などを遣し、国守二因ミ其心底をしるへし、是興軍最初也、

一、吉年月撰吉日良辰出馬之事、付三十日先達而間諜ヲ可放遣事、同

五間之事

吉年月日時をえらひ、何月幾日に可有出馬、三十日先立間諜を遣し、敵国の空隙道路の切断詰り、敵人数出合可申、日積仕候へは何と申処、大方敵闖の陣所近き所に可罷成候と、廿日先二敵地道路之次第委申上候、付五間と云事有、郷間、内間、反間、死間、生間也、大将専要と用るもの也、

五間の大意、郷間とハ其郷人によつて用之、内間とハ其官人に因て用之、反間とハ敵の間に依て用之、死間とハ事を外に誑かため、我間をして令知之、敵の間に伝ふへし、生間とハ反報する也、口伝、

一、發向之時三日先立て輕歩遊士を遠候ニ可放遣事

三日先立て、輕歩、遊士を遠候に放遣し敵国へ可入、地形の陰易并敵欲スルニ出向シ一敷、虚実を見せしむる事至要なり、

一、中候之事

発向の刻、一日先立て軽騎を三人遣、道路の難易、山林、河湿、陣營、水草の便よろしきを見せしむへし、

一、陣中斥候番之事

物見武者三人充可為三番、其内老功之武者一人、若壯利才の武者一人、合三人充也、如此之組合有口伝、并刻積之事、卯之刻より一時つゝ未刻迄往返シ、道程二里、二里半、三里より外ハ人数不可押、敵地堺越候てハ夜明離レ人数押出し候、大抵卯の刻に人数押出、未の刻にハ陣場を被定候、斥候の者申上ルヲ以て、大将前廉に敵地の切所詰り、三里、二里、一里と先を察知候上、早其所々の場により備の作り様、人数の押様、前かとに被下令候、第一斥候の仕様、并心持不可勝計候、不可無口授者也、委は斥候卷ニ記之候、付総大将より先手斥候の役人被遣、先手の斥候と致同道、敵の様子窺候時、旗本より被遣候、斥候功者ニ候へハ無子細候、乍然不功者成人来り候て、一手の内の功者を差副遣シ申候、斥候の時、敵の前にて馬の乗様、口伝、

一、出馬三日以前総軍勢陣中法度書申渡候事、并行列之次第手札配様、付手札書様之事

出馬三日以前ニ於城中士大将諸物頭等、総軍勢陣中法度、并行列之次第、馬次手札ヲ以被定候、其時手札の配り様、広蓋に手札を入置、軍鑑并使者ノ役人付居、軍鑑各へ子細を申、於大広間手札相配申候、調様其外口伝、

一、加法所制札之事

一、軍中法度之事

一、陣場法度之事

一、戰場法度之事

一、高名牒之事、付感状之事

右五箇條別卷ニ有之、

一、城中士大将諸物頭被召寄軍中条々被仰出之事

士大将諸物頭罷出、進発ノ前日ニ被仰出之條々承之、到当日ハ一番貝二人馬食を調、二番貝二甲冑を帯シ馬の鞍を置、三番貝に乘出し先手一備ハ何方より何方ニ備を立、二番三番幾手も備の數にしたかひ所々に備を立可申場、旗本ノ備ハ此方より何方に人衆を被立候ト被仰出候、士大将ハ於我屋組中物頭、并侍中江法令之旨申渡、馬次の手札を相配申もの也、

一、陣夫割之事

常に内割を被定、たとへハ知行処高百石ニ付て人夫壱人とか、或ハ貳人とか、古法を守、大将の思召次第時宜ニ依て割を被定置、進発の三十日前に郡奉行に御書出シヲ被下令候、奉行人在々所々へ書出之旨を以て定之通人夫を申付、出陣三日前に所を定、於其処諸物頭へ人夫を相渡シ申候、総して管仲内政陣の法によつて、高一万石ニ付て騎馬何拾騎と古法の定數を兼用して、人割を常に相定、其法を用らるゝ事尤之儀也、内政陣之法、一卷

の書物を以て遂相伝候ニ付、給所分ハ夫割半か一引ケ可申候、給人夫を召連申ものにて候、但大将思召之程可依時宜候、

一、当日夜半過軍鑑以指図於大手門櫓作配之事

当日不違刻限、夜半過軍鑑指図ヲ以、於大手門櫓一番螺を起させ申候、二番螺を夜ノ八ツ半ニ起、三番螺を七ツ半に起、其音を諸勢承合、先手より押出し、諸道具行列馬次如法被仰出之所ニ備を立申候、右之通貝を起候ハ御出陣の当日計にし、押陣の時ハ丑之刻に一番貝を起人衆を起ス、二番貝を寅の刻に起食せしむ、卯の刻に三番貝を起人衆を出すもの也、

一、当日卯刻大将本丸大手ノ門外^江出御有て床几に御座候、使番衆人数立場様子言上之事

其晨及卯刻大将追手の門外^江出御床几ニ御座候、使番を被指遣、旗本の御人数前日被仰出之場所に一手切ニ被指置、諸道具如法其物頭々之跡に立置、列定り候を使番衆言上仕候、口伝、

一、行列之事

行列之次第

○一番鉄炮、其足輕を迹に連、頭先を乗申候、足輕数百人、或五拾人、或三十、二十人ニ而も、何も小頭相應に有之候、譬ハ一組式人有之内、路次打の時、忝人ハ足輕の先、忝人ハ足輕の跡を竹杖を持參候、但頭之下知次第、忝人共に足輕の先を兩列にも參候、

○二番弓、万事作法如右、

○三番槍、鑓奉行二人鑓の前後を乗申候、かちの小頭槍百本ニ忝人にてても四人ニ而も是も竹杖を持、鑓の先を兩列に參候、

○四番旗、旗数ハ如何程にても総旗にかハリたる旗一本御座候、是を纏と申候、旗奉行忝人の内、忝人纏の先を乗申候、一人ハ惣旗の先を乗申候、総而古法にハ一番に旗參候得共、御当代御先手の吟味にハ鑓の次を御旗參候、是ハ俄事、鉄炮弓取合候、利方にて如此被相定候、

○五番切具足、野太刀とも提^{ヒツサゲ}とも申候、近来ハ沙汰無御座候、上古にハ必持と申候、人数の多少により三拾人も五拾人も百人も持と申候、合戦の時ハ大将の馬の前後左右に手明の歩卒待と一所に立申候、

○六番押太鼓、たいこ台にのせ中間に背をハせ申候、又太鼓の胴に鑓を仕、緒を付候て中間の肩に挂も仕候、太鼓打ハ足輕体の者にて御座候、貝の役人より下り申候、常に歩卒にて參候、

○此次軍艦團扇取如此、

右軍艦

近来ハ武者奉行と申候、上古ニハ軍監ト申候、

左團取

團取も軍鑑二人ノ内にて御座候、二人の内功者ニ大将の團扇を被預候、依之團取と申候、大将御自身團扇を被為取候時ハ、軍

監ハ麾にて武者をあつかひ申候、

次楯持ノ者、其手の人数の多少によつて五拾人、百人、二三百人も参候、楯持の腰に斧那鈍をさゝせ申候、繩を一把二把ツ、腰に着させ申候、中古にハ普請奉行式人、楯持の先を乗申候、

○次一番乗替馬、三疋敷五疋か鞍置候て参候、裸背の馬ハ跡に成共先に成共参候、行列の内ニハはたせの馬ハ不参候、

○二番持道具、大将の持筒、持弓、对之持鐘以下、先の列の次第のこたく参候、

○三番螺、貝の緒を付、網に入れて中間の肩に掛申候、小頭老人付候而参候、螺吹之本ノ役人ハ、馬に乗跡に目付衆ノ所を騎馬打申候、合戦の時ハ螺に付候而馬より下り立、大将の前に罷在候、太鼓の役人より上にて御座候、

○四番兵鼓、歩卒侍健成者二人付参候、二人共替りくゝ將の下知次第、兵鼓を勇申候、

○五番小符、馬幟にて御座候、

○六番手開之歩卒侍、

右ノ一持鎗 右ノ二鞭 右ノ三長刀
大将 手開ノ歩卒侍如何程も床几、此所ヲ参候、
左ノ一持弓 左ノ二胄立 左ノ三小旗

亦国持屋形分之大将ハ如此も御座候、

右ノ一長刀力者 右ノ二傘 右ノ三持鎗

大将 惣シテ大将ハ馬符有之、指物、小旗、無之候も不苦、

左ノ一金棒 雑色又ハ河原者 左ノ二持弓 左ノ三胄立

跡ニ宿老ノ功者二人も三人も五人も

○次二目付、使ノ役人廿五人、廿八人、廿六人、五拾人、総而使番廿五人歟、三拾六人ニ相定り申候、乍然大軍ニ候へハ、廿五人之列を二合テ五拾人も尤ニ候、又三拾六人を二合テ七拾式人も尤ニ候、

○次三斥候ノ役人、三人充三番ニ積り、一番替りくゝニ先へ参候、斥候番ノ役ノ勤様、前段ニ書付申候、合戦ノ時ハ大将の前に罷有、下知次第斥候を仕候、

○次総軍騎馬

備の数ハ幾備も候へ、何も小手分一組々々の押様、右同前也、
仮令ハ惣大将の馬廻の持道具列之次第、小手分の組頭の備にハ無御座候、螺太鼓ハ一組々々ニ御座候、右行列定り、大将床几ニ腰をかけられ御座候、左ノ脇へ螺吹之役人螺持を召寄参、下知次第押螺の声を起申候、一声三調子、口伝、

螺吹之次、兵鼓之役人、大将右ノ脇に兵鼓を引付罷在、螺の声納り候と兵鼓を勇申候、此時兵鼓の勇様、八隅を治ルト勇メ申候、八四勇様、口伝、其後兵鼓ハ勇不申候、合戦ノ時懸り螺と同様に兵鼓も勇申候、兵鼓の勇様、三五七くゝ、五七くゝ、七々懸り螺同前、但七五三と勇も仕候、两条口伝、

路次中押前ハ押太鼓を打申候、押太鼓の打様、一抱三足、口

伝、行列之時打申候ニより押太鼓と申候、押太鼓ハ行列之時斗打申候、兵鼓ハ出馬當日之朝、城を被出候時と唯今合戦にかゝり候時と、両度ならてハ勇不申候、旗本ニ御座候押太鼓ハ、小手分之一組々々の押太鼓より大ニ御座候、古法ニハ宿陣之時も野陣之時も、朝人数を可押出、前ニ寄太鼓とて本陣屋の幕外野陣之時ハ、笹垣簀戸の幕外敷、或ハ星楼の上にて成とも寄太鼓打申候、此時の打様、地ヲ長ク小拍子ニ打上て、納ニ八隅を治ルト八四二打申候、近代無御座事ニ候、如右旗本の押螺の聲、兵鼓の音を承合、当日之先手ヲ押螺を起、押太鼓を打、人衆を押出シ申候、是を繼螺、繼太鼓と申候、

一、螺之声起様之事

○出シ螺、堅メ螺吹様同事、一度ニ三声つゝ三度、但五度も依時宜、

○的陣ノ螺、一声三調子の事、押螺同前、懸螺起始ハ同前、合戦急速に成候時ハ、三五七く、五七く、七々ト詰て吹申候、

但七五三と吹申候伝も御座候、口伝、

○勝声、送声、帰陣ノ声同前、少充口伝、

一、太鼓之事

○兵鼓ノ勇様、押太鼓打様、寄太鼓打様、

右何も前段にあらまし記之候、委儀本書ニ有之候、

柳太鼓打切、口伝、

一、古法ニ軍中三箇合図之事

角、鼓、鐘、是也、始中終ノ位也、今本朝に角を不用、螺ヲ用、古法角ヲ以始、鼓ニテ進メ、鐘にて止、今本朝におゐて鐘を用ゑる事なし、太鼓にて定進止也、

軍敗要目集卷第三目錄

陣宿始終作法

- 一、陣所陣取陣場之事
- 一、旅陣征路禁肅之事
- 一、大将三箇ノ心持之事
- 一、大将三忘之事
- 一、軍令之事
- 一、大将旅陣宿^江着馬ノ時先立而制札可被立之事
- 一、大将通りノ町屋ニ宿陣之時先押来旗本之諸物頭作法之事
- 一、大将持道具入宿之後納置様之事
- 一、備鎗立処之事
- 一、旗立処之事、付磨納所之事
- 一、日暮挑燈立処之事
- 一、本陣屋ノ前後左右、并町之入口跡先番所之事、付夜廻り之事
- 一、陣取の所より先^江間諜を放遣事
- 一、小荷駄奉行、并荷持人夫之事

一、陣屋より晨二人衆繰出す作法之事

軍敗要目集卷第三

陣宿始終作法

一、陣所陣取陣場之事

たとへは馬の足を被休、諸勢に息をつかせられんために、一時或ハ半時の間、軍勢押なり之芝居をさため、御馬を被立候所を陣処と申候、一宿二宿在陣の所を陣取と申候、敵地へ入所を被定、泊の場を陣場と申候、

一、旅陣征路禁肅之事

旅陣とハ陣をとる所也、征路とハ敵国へ入道路なり、征伐の道なれば征路といふ也、如此の時、塚、樹、社、木、并山林乃鳥獸を獵り、民屋をも焼事不可有之、是を不レ信して漁獵を樂ミ、靈仏靈社を侵す將兵、古より武運を全する事なし、誠ニ可レ慎レ之、敢テ以テ不レ可ニ無益ノ殺生ニ、

一、大将三箇ノ心持之事

威、明、禁止ノ三也、以テレ誅スルヲレ大ヲ為レ威、以レ賞スルヲ小為レ明、刑罰明ナレハ禁ニ止スル惡事ヲ一道也、

一、大将三忘ノ事

己ニ受レ命時、忘レ親志レ家出進之時、忘ニ妻子ヲ一方向レ敵忘レ身、此三ツを忘れざるもの將の機にあらず、必恥辱有へし、君命違勅之恐あるもの也、

一、大将軍令之事

軍令とハ進ニ退ニ軍勢ヲ一下ニ知スル行列ヲ一軍中ノ法度也、凡良將ハ自身の戦を本とハせず、士卒を進退し、一軍の成敗を旨とし、懸退勝負、臨レ機応レ変同シレ謀ヲ決スルコトヲレ勝コトヲ勇智の良將となつくるもの也、

一、大将旅陣宿へ着馬ノ時先立て制札可被立之事

旅陣宿へ大将着馬、未惣軍悉くハ着馬無之、半時余先ニ其処、或先備、二番備一手々々陣近き村里に宿陣の時、先達而加法処制札を其在々所々に可被立事、尤本宿の処に可立候、制札ハ板も大ニ墨付も筆ヲ太ク可レ被レ為レ書なり、

一、大将通りノ町屋ニ陣宿の時先押来ル旗本の諸物頭作法之事

通りノ町屋などに陣宿の時、先^江押来候旗本の諸物頭大将着座無之内不レ可ニ入宿ニ、旗奉行纏を御本陣の向に押立、無ニ將ノ着馬ニ前ハ乗馬仕罷在之、鉄炮、弓、槍、其頭之乗馬仕、行列如ニ押前一町なりに本陣向の方に罷在候、帰陣の時ハ本陣屋の方に罷在候、万事之作法列之次第、出陣帰陣替事無御座候、

大将入宿之後、惣軍宿札次第着宿仕候、其間諸物頭列を不乱、

如最前罷在、惣騎馬入宿之後、物頭共ハ諸道具如法仕致入宿候、

附使番依時宜可然処ニ立申候、夜ハ陣屋の内へ入申候、

一、大将持道具入宿之後納置様之事

一、日暮挑燈立所之事、付篝火之事

宵ハ御座之間へ入申候、指小旗同前之事、

及暮玄関両脇と門の入口両脇に大提灯を立申候、

持筒、持弓、馬符ハ陣屋の内へ入申候、当番衆守之、

かゝりの事、町の入口外ニ跡先にて焼申候、

対ノ持鎗ハ玄関之前、広庭之内ニ立申候、其外長道具庭の内に立置申候、かやうの下知目付使番衆五騎も十騎も先達て参居候て、万事下知仕候、手廻リノ道具持候者、本陣の内に居申候、陣屋遠別宿にハ置不申候、

一、本陣屋ノ前後左右、并町之入口跡先番所之事、付夜巡之事

一、備鎗立所之事

本陣屋の前後左右番所可有之、并町へ入口の門の内に跡先に番所有之、可然也、惣而町の横小路、其々の詰り番所肝要ニ候、如は見積り万事心を付候義、目付使番之役にて候、歩卒侍十人も二十三人も、夜中無油断町中町外を拍子木を打せ廻り申候、

備鎗ハ本陣屋入口の門外中を開ケ、本陣の方へ付、門ノ脇より敵地の方へ町なりに立置申候、鎗持ハ其俣鎗の本に編敷を敷、夜中共に罷在候、小頭式人共ニ付居申候、鎗奉行ハ万事作法申付、宿へ入申候、

一、旗立所之事、付纏納所之事

○拍子木打様、暮六つ大番所の番衆、玄関の内にて拍子木を取、数を六つ打申候、初四つ打、後二つつけ打申候、夜廻りの歩卒侍、拍子木を引付番所にて打候、音を承合、其後拍子木を打せ廻り申候、夜半前ハ三五七々と打申候、夜半方焼迄ハ七五三々と打申候、拍木打ハ中間の役にて候、埜陣の時も如是打申候、

旗之事、本陣屋入口の門外中を開ケ本陣の方へ付、門の脇より押来り候、跡の方へ町なりに立置申候、旗指候者、其俣旗の本ニ罷在候、居様之事、鎗持同前ニ候、小頭付夜中居申候、鎗卜旗卜門を間ニ挟ミ立置申候、

一、諸手共夜守の心不可有油断事、付変化ノ相図定置事

纏ハ旗奉行宿納置申候、但昼の内ハ本陣門の前、町中に立置申候、歩卒侍十人計纏指ヲ引付、其本に円居を守護して罷在候、

出陣のうへハ、常に敵を見るかことく覚悟有之義ながら、本意をこゝろえさる者ハ時として油断有之、まして夜陰ハまほる心油断すへからさる也、并もし夜襲火災等の変にかねて相図定メ、諸手へ早く可レ通儀也、

馬符も昼の内ハ本陣玄関広庭の内ニ被立置候、立申所之義、目

一、陣取の所より先々間諜を放遣事

陣取の所より、一里、一里半先へ間諜を放遣シ、夜中往返させ申候、敵地へ入候てハ張番伏兵ヲ出シ置申候、

右ノ条々旅陣宿、或ハ通りノ町などに陣取候大方にて候、

一、小荷駄奉行、并荷持人夫之事

小荷駄奉行式人騎馬打申候、小荷駄ハ々々荷持ハ々々と両列に奉行先を乗、備ノ跡に押来り申候、陣取之所、町へ入口迄押来り、町の口に奉行人馬を立て、道なりに中を開ケ、両列に小荷駄と人夫と立置申候、諸軍悉ク入宿仕、町中埒明、其後其宿ニ致入宿候、一手切々に備の跡ニ右の如法押行申候、但敵地_江入、今日ハ大事の押前と存候時ハ、一軍ノ内、諸手ノ小荷駄人夫を一ツニ仕、一家中の重たる人、小荷駄奉行を仕候、依時宜一軍の先へ成共、或ハ脇道を仕候か、又跡へ成とも押行申候、誠心持有之事ニ候、

○荷印とて一手切ニ小キ旗ヲ仕、荷の上に指シ申候、木綿又ハ布にて仕候、旗の大サ長耆尺式寸、横八寸ニ仕候、家々の紋を符申候、

一、陣屋より晨二人衆繰出す作法之事

翌朝如前日本陣屋の前にて夜の八つ時に一番螺を起、七つニ二番螺を起、_{コソレヒ}遅_{アタル}レ明三番螺を起申候、其声を手合、当日の先手より螺を起、押太鼓を打て押、押出シ申候、敵地へ入候てハ、夜明離レ押出シ申候、行列万事の作法、初日のことく仕候、

軍敗要目集卷第四目錄

陣場割

- 一 陣場割に参候役人作法之事
- 一 陣場善悪可考之事
- 一 陣場割之事
- 一 衡軛陣之事
- 一 門竇戸突上之事
- 一 篠垣ノ内持道具立可有之事
- 一 大将陣屋之事
- 一 尺ノ木之事、付七星垣九曜垣獅子垣之事
- 一 旗立所之事
- 一 篝火焼様品々授有之事
- 一 陣場取固メ作法事
- 一 敵間近処にて陣場取候時備の事
- 一 大将陣場之後に手廻り之人衆指置候事
- 一 軍中三ヶ合符之事
- 一 陣払之事、付小屋をとしの事

軍敗要目集卷第四

陣場割

一、陣場割に参候役人作法之事

陣場割に参候役人ハ普請奉行也、五騎も三騎も歩卒侍十人も二十人も召連候、日来奉行の手ニ付召仕候、足軽体の者十人も廿人も召連候、其外使番之衆五六騎も、目付之衆五騎も三騎も、右惣軍より先^江参候、味方の持国にてハ一夜先達て成とも、或ハ其日の未明より打出先^江参候、敵地へ入候てハ惣軍勢より半道はかり先立てまいり候、

○右に付先立、一里も半道も先^江間諜を遣シ、敵より蟠を出し候道筋の左右五町三町の間伏兵を置候歟、先の体を能窺見せ間諜を往返させ申候、

○惣而良将は常に国々の者を召抱、至^テ其時^ニ其国其処の案内をさせ申候、是ヲ郷導と申候、

一、陣場善悪可考之事

善キ陣場といふハ、前に切所有て後に闕つゝき、平ニして味方の働自由にして敵自由ならず、兵糧運送水木の番を勘て可用、又大雨降、陣場へ水の可入所を不可用、是ハ長陣の時の分別如此、一夜陣取ハ別段の義也、四方見晴たる所を肝要とすへし、悪キ陣場と云ハ、四方高く中低なる所、又大山の麓後に切所有、又大河の耳^{ハタ}、森林の際、たとひ水木自由なり共不用之、右之両条大抵之事也、万事軍鑑の見積肝要也、

一、陣場割の事

所ニハより候へとも、先ハ衡軛之類四方成を能と申候、惣而陣場割之図を仕、陣場割に参候、騎馬所持仕ものにて候、旗奉行、鎧奉行、鉄炮弓の頭、使番、目付之役人、軍監、軍曹の居所ハ、何レの陣場にても大概の趣意定りたるものにて候、

町間縄張の道具致持参之、并知行高ニ依て人数有、人衆に依て坪数渡之、又高知ニ及てハ其程々に応して坪数を引事有之、口伝、

一、衡軛陣の事

かうやく陣図、四方の内に本陣屋の場に可然と存候所に、本陣の間数堅何十間、横何十間と間を打、本陣屋之所を定メ申候、廻りヲ腰長ケに掘、其土を以て土圍を高サ三尺につき、其上に笹垣を結申候、前後に門二口開ケ申候、前の入口ハ土手にて升形を仕、当門に申伝之通、衣紋のことく右前に取可申也、

一、門竇戸突上の事

門の口竇戸突上ニ仕候処、時宜により入口竇戸はかりにて、升形不仕候ても不苦候、竇戸式出、柱の高サ土より壹丈三尺、横の広サ壹丈、二本柱のうへ壹尺、下ニ横木を結、竇戸をかけ申候、竇戸の長八尺、竇と地との間四尺開^{アキ}申候、あき候所をひらきの竇戸に仕候、ひらきの高サ四尺、横五尺ツ、両方へ開キ申候、二本柱二戸の開キ候本を竹の輪ニ仕、開キ候様ニ仕候、夜ハこ

の簀戸をおろし、下の一方斗を開キ、すなはち掖に用申候、但十日も在陣之時如是仕候、然ハ升形も少キ分にて三間四方敷、是ハ簀戸の広サ開ノ間定りたる故如此候、処により升形五間にも六間にも仕候、一夜の陣場などに升形も開キの簀戸も不仕候、○簀戸の内番所之事、大方入口の両方ニ可有之、尤雪隠可有之候、口伝有之儀也、

一、篠垣之内持道具立可有之事

道具立ノ柱の高サ、地より上五尺、但人の頭通に横木を結申候、壹尺宛間を置、道具寄の繩を着申候、

笹垣の内、幕串の立所、并幕打様、結留様口伝、幕二帖打事も有之、三帖打事も有之、其所の地形により、本陣屋の構違候により極メ書付かたく候、如是の義、使番役にて候、幕之儀、重々口伝、

一、大将陣屋之事

八間ニはり申候、口伝、

陣屋と簀戸の間の広庭に編敷を敷申候、其上に物頭共同出仕被仰渡之旨承申候、編敷ノ仕様、口伝、

笹垣之内、星楼可立処、大将御座之間の方へつき、敵方へ向て立申候、古法にハ笹垣の内ニ御旅宿りも立申候、并井楼御旗宿る、作り様、口伝、

笹垣之内ニ厩ノ有所、大将御座之間の方へ付作り申候、付小道具の者共笹垣之内に居所作り事、并台所廻り之役人不殘笹垣の

内に居申候、小屋掛ケ申所、重々口伝、陣場の図を以テ口授可仕候、笹垣の外に備鑓立申候、付笹垣之内ニ対ノ持鑓立申候、道具建之仕様、右ニ記候、

笹垣の後之入口、簀戸の事、無別儀候、尤番所可有之候、万事表の簀戸に準シ仕候、

右之通、大将陣屋之場、笹垣四方の間を先定、其後使番の小屋場、旗奉行、鎗奉行、軍監、軍曹、弓鉄砲ノ頭、其外諸物頭の小屋場を渡申候、次ニ惣小屋場渡シ申候、物頭共居所の定り、陣場割の図を以テ口授可仕候、

一、尺ノ木之事、付七星垣九曜垣獅子垣之事

陣場割相濟、陣場の惣構ニ尺の木を振申候、尺の木と陣場の間、道の広サ五間、但シ所により三間にも、惣シテ陣場の内道の広サ、地形により広狭口伝有之事、

○尺ノ木地よりうへ八尺にても七尺にても間を壹尺ツ、置、木を立申候、然る間尺の木と申候、付上四寸、下ニ横木を二通り結申候、横木と横木の間八寸外之方に竹のねそにて結申候、箱結ニ仕、先を両方共に五寸ツ、余シ、其俣置申候、尺の木地よりうへ六尺にも五尺にも仕候、此時ハ二寸下ニ横木を結申候、横木と横木の間四寸ニ仕候、結様右同斷

一、所により尺の木の間に逆茂木を出し置申候、尺の木の内に株を立、其株に逆茂木を結付申候、口伝、

一、蹴出しの両脇、敵へ向方ニ七星垣、九曜垣、獅子垣とて大抵三品御座候、三ツ之内何レニても敵附ニ結申候、**闕**大将祭事にて候、

垣ノ結様、陣取ノ卷ニ有之、口伝、

一、敵間近き所にて、先敵付より尺の木を付始め、陣場の四方尺を付廻し、其後小屋をかけ申候、

一、旗建所之事

けたしの尺と小屋との間、旗奉行の前に旗立申候、旗奉行式人之内、老の高き人の前に纏を立申候、但四季により立所左右替り申候、口伝、

一、篝火之焼様品々伝授有之事

○両かゝり ○片かゝり

○相図のかゝり ○捨かゝり

○亥子丑三刻二口伝 ○かゝり焼所

○身隠シ

大抵かゝりの焼所、けたし尺の木の外、尺の木より廿間も廿間はかりも置候、是敵方へ向、左之方に焼申候、是を片かゝりと申候、焼候者ハ仲間の役にて候、篝火たき候人数十二人、或六人斗にてても、右之外頭老人足軽体の者いかにも賢者を付置申候、火元より六七間斗脇に身隠シを仕、其陰に無言にて罷在候、其内式人火本ニ着居、かゝりを焼申候、屋形分の御人、国持などハ篝火をもたせ申候、但シかゝり台ハ本陣竇戸の外にて、かゝり焼候時斗にて、尺の外にて焼候、外の竇戸ニハかゝり台入不申候、捨かゝり、相図のかゝり、并亥子丑ノ三刻口伝、

身隠シ之仕様、是亦口授、

一、陣場取固作法之事

午ノ刻と未之刻之間ニ陣場を取固、小屋を懸仕廻、未刻と申ノ刻の間二人馬の食をとゝのへ、及日暮候者役所を配、其上敵より夜懸の可来道筋江伏兵を出置申候、兼て法を定、夜中ニ二替りニ仕候、手数多候へは三替にも仕候、時宜ニより替り不申候ても不苦候、伏兵とハ蟠之事にて候、伏隠兵とハ忍之事にて候、付かまりの入替様、口授有之候、伏兵いかにも静に四方の鳴音を承候、

一、敵間近き所にて陣場取候時備之事

敵間近き処にて陣場取候時は、一手も二手も敵に向ひ進戦の備に堅く可備、如此の時は鉄炮百も二百も其頭召連、先々すゝミ不放して懐申候、其後ニ備鑓を鉾矢形に膝を折てこらへさせ申候、鑓奉行両脇に聲申候、其後に勇兵を馬よりおろし、芝居にしかと置申候、馬は陣場のうしろへ遣置申候、旗ハ纏を中にして惣旗左右ニ立申候、旗奉行円居を押立聲申候、右勇兵の後に旗立テ申候、物頭之分ハ馬より下り不申候、

一、大将陣場の後に手廻りノ人数指置候事

大将陣場の後に手廻り之人衆列を不乱、堅備馬を被立候、○陣場四方の間を打廻し、先尺の木を振、小屋をかけ仕廻、其上にて大将陣場の内へ馬を被入候、其後先々備之勢衆、陣場の内へ引取申候、此時旗、并弓銃之引取様有之事ニ候、口伝、

委細之趣、図ニ有之候、

一、軍中三箇ノ合符之事

幕 旗 小旗 古書ニ又母衣ヲ以テ其人ヲ知ルトモ出タリ、
幕ヲ以テ其営を知り、旗を以テ其軍をしり、小旗を以テ其人をし
ると云々、

一、陣払之事、付小屋おとしの事

陣場役人功者を可用、勘弁可有之儀也、小屋落し所によつてなす
事あるへし、両条共口伝、

軍敗要目集卷第五目録

斥候

一、斥候大意之事

- 一、遠候之事
- 一、中候之事
- 一、物見三人宛三番之事
- 一、物見武者心得、并馬乗様之事
- 一、敵ノ善悪、并人衆多寡言ス事
- 一、同人数多少可知事
- 一、軍を持たる備見切之事

一、待^レ軍^ヲ知る事

一、敵の遠近を知る事

一、争地之事

一、引敵ノ行^テ伏兵有無をしる事

一、敗北ノ真偽を知る事

一、敵の分合を知る事

一、川の浅深を知る事

一、森林離^レ来る敵伏兵有無を知る事

一、臨^テ戦進退触様之事

一、物見武者向^ニ敵城^一氣を見る事

一、城可乗取見分之事

一、敵城攻口へ加勢ノ来不来を知る事

一、堀ノ浅深を知る事

一、物見ノ来様を見て軍の有無を知る事

一、敵方へ夜物見ニ行時心得之事

一、夜中江河近辺に陣取たる時間誤可有之事

一、敵の備によつて戦ノ有無ヲ知る事

一、斥候五ヶ条ノ大事能々可鍛練事

一、野火と家室の火見分る事

一、陣取大概を知る事

一、旗手靡様善悪、付武者埃の事

一、伏兵を知る事

一、武見武者大将へ言上ノ時作法之事

一、山林を見る事

一、広野を見る事、付橋之事

一、相図の旗之事

一、押通る人数見積事

一、敵の人数大軍、又ハ小勢ニ因^{ヨリ}て会得之事

一、物見を繫事

一、初中後上中下前後左右ニ心付と云事

一、惣大将可有備大概之事

一、矢道しるへき事

一、物見使番刺物評論之事

軍敗要目集巻第五

斥候

一、斥候大意之事

夫^レ用^レ兵之道未^ダレ戦而敵ノ賢愚、兵ノ衆寡、強弱、地形ノ利害、江河ノ浅深、山岳ノ広狭等可^レ知^レ之、不^レ知^レ之者無^レ得^ニ勝利^ヲ矣、故に武功ノ士^ヲ撰、路次に不^レ絶やうに続て出すへし、是を遠候といふ、発向一日先に出るを中候といふ、其日出るを近候といふ、三ノ物見不知して戦をはしめば、盲人の的を射かことし、弓ハ正路を行といへ共、的不見ゆへに不^レ中、兵も亦如是、人衆勇猛なりといへとも、敵の虚実をしらざる時ハ其利なし、故に戦ことに敗する事必然也、物見の道能しる人を遣し、敵の虚実をはかり、虚を見る時ハ不意ニ打、見^レ実時ハ備^レ之、故ニ

古伝にも避^レ実撃^レ虚云云、尤物見の役人を能々撰定へし、撰^レ之^ヲ大要ハ、其身有^テニ智勇ニ万事の本を察し、古法を能しり、馬ニ能乗人を用へし、件この趣物見の大意也、

一、遠候之事

遠候は敵国へ発向の時、三日先立、軽歩、遊士を遠候に放遣し敵国へ可入、地形又ハ敵人の虚実うかゝふへし、是を遠候といふ、惣して常に敵国^江遊士、間諜を放遣し、国政、地利を知る事肝要なり、是興^レ軍最初の謀也、

一、中候之事

中候は発向の刻、一日先立て軽騎三人遣シ、道路の陰易、山林、河湿、陣營、水草ノ便よろしきを能見せしむへし、

一、物見三人宛三番の事

武見ハ三人ツ、三番たるへし、其内老功の武者一人、若壮利才の武者二人、合三人ツ、也、卯刻より一時つゝ未刻まで往返、路程二三里、四五里ノ事、口伝、

一、物見武者心得、并馬乗様之事

ものミ武者をハ大将より此道にかなへる者^ヲを選ハるゝ也、一己の働高名をなさんとする志を禁る事、戦場の法度書にも出ス義なり、物を見る事、そのふまへ所を慥にする事第一也、

○物見馬の乗様、口をわりて嘶ぬやうにすへし、所々伏兵の用心

して可乗、乗様大かたちとりかけに乘へし、又輪をかくる方も事による、尤品々拵も有之、口決、

○物見に出様、行ときハ早く帰にハ遅かるべし、早くゆけは敵の様子知る事早し、帰ニはなハた急候得者、味方の人騒動するものなり、急告る品あらは、道は急ぎ、備の中へ入るとき静に入もの也、緩急所々心得可有之、馬も一向にはやめてハ勞るゝ也、能々考へし、

一、敵善悪、并人数多寡言事

物見に出て敵の強惣して敵の利益を云へは、味方の兵氣の妨となる、慎へし、敵の人衆をも少分に申もの也、故に三略曰、莫使弁士謂敵之美云云、

一、同人数多少を可知事

物見に往て人衆の多少を見る事專要也、先人数何ほど有といふ事を能積りて、敵の備と味方の備と見くらへて知へし、一の手、二の手段々の備も才覚を以て積るへし、故に古良將ハ其国の物成良悪と、其地の広狭と、其人の多寡を前方にする事肝要とする也、孫子曰、知衆寡之用者勝ト云云、

○高みに備る人衆おほく見ゆるもの也、此方より低き所の人衆は、まはらに見ゆる也、常々心を付て見習へし、亦旗刺物の多少、備之様子に心を付へし、

○人数定格の積よりも多ときハ、百性をかりてつるゝ事有、さやうなる手ハ備の様子僂末にて馬武者少く、自然有之候ニても、

立処かハる此備は手数に出し候ても、備場も脇へよせ置事、大概此義の差別なり、

○定格よりも各別少くハ、人数を分て廻すか、又は伏等有之歟と可心付也、

一、軍を持たる備見切之事

戦を持たる備ハ足なミ静なるもの也、引敵ハ足高にしてさハかしきもの也、

○軍を持敵を見、二ノ手も三ノ手も押来人数を合戦の時刻見る事、其内一手歟ニ手歟下りて備間切レたらは、此方より必懸て可ニ合戦ニ、決定勝へし、但シ遊軍ニノ目を心懸、少引下りて押来る事有、其心持肝要也、二ノ目を心懸て下りたる備ハ、旗を跡ニ立て馬武者歩卒先にたてゝ押来るもの也、

○横槍の一説に、先手の少跡中備との間、左ノ方ニ有候もの也、乍然時によるへし、

一、待ツレ軍ヲ知る事

待敵ハ前ニ土圍、川などをかゝゆる也、又尺の木をふり、大手を構たるハ待也、

○又味方跡勢のつゞくを待合るの様子も有之、品々口伝、

一、敵の遠近を知る事

其間四町迄ハ足なミ見ゆる也、四町過ハ不見、四町より遠としるへし、広狭高下によつて心得有へし、大概夏秋ハ四町迄見ゆる、

春冬は四町迄不見、雪の朝宵ハ遠も近く見ゆる、但天晴たる時の義也、すへて町間ノ見様、教をうけて可練習也、

一、争地之事

争地とて敵是をとれば敵有利、味方にとれば味方利をうる地形也、是を見る事、斥候の第一也、たとへは前に小山有、前後共にひきく見下す所歟、又ハ堤、又ハ足立などの能場所をもいふ、加様之所数々意味可有之、敵味方互に是を望也、若敵早く是をとらば卒所に不戦、味方に利可有之地へ誘出して可打之、孫子曰、利向誘之乱而取之云々、

一、引ク敵ノ行伏兵の有無を知る事

敵備場悪くして引退時、したふ人数を厭て兵を伏て置事、互になす事也、場所土地次第にて察するに違ハさるものなり、
○又此方の人衆を引出して、伏兵にて打ンとする方便も可有之、伏の可有地ハ可有之と覚悟する事、元をふまゆるといふものなり、此義猶口決、
○敵勢引取行ニ、脇を見ハ其見る方に伏兵の相図有之と知るへし、有無に軍に思入たる人数ハ、軍兵打うつふき閑にかゝるもの也、打仰たるを虚兵といふ、内かふとを見ると云此義也、

一、敗北の真偽を知る事

敵の敗北虚実をしる事、先敵の可敗理歟、北スましき理を察へし、亦旗幟のけいき、太鼓の音、備の立様もかやうにて可知、

太宗曰、凡^テ兵ノ却皆謂^シニ之奇ト一乎、靖曰、不^レ然、夫兵ノ却、旗参差^{シテ}而不^レ齊カラ、鼓大小^{ニシテ}而不^レ応、令喧囂^{シテ}而不^レハ一、此^レ真^ニ敗^ル者也、非^スレ奇^ニ也、若^シ旗齊鼓応^シ、号令如^レ一、紛々^{トシテ}糾々^{トシテ}雖^ニ退^キ走^{ルト}一非^レ敗也、必^ス有^レ奇也、法曰、佯^リ北^ル勿^レ追^フ、下畧、

一、敵ノ分合を知る事

押来て備を立、閑に見ゆるハ、其処に陣を不^レ取なり、押来て備を立、四方を二三騎も馳廻り、少さハかしく見ゆるハ、其前に陣を張へし、手数備来る共、左右はかりを二三騎馳廻るハ、一手に成てかゝるへし、一手に押来るとも、軍兵の中を二三騎も馳廻ハ、手数をあまたに分へし、口伝、

一、川の浅深を知る事

地形に依て浅深顕れしるハ記におよハす、大かた打ひらき見ゆるに、その内川を前にあて備る、敵は浅き処に堅くかまへ居るもの也、敵多所ハ必河浅き所としるへし、
○又川を此方よりわたし候ハんとおもふ時ハ、先向の上り場を知ること肝要也、

一、森林離レ来る敵伏兵有無を知る事

森林、村堤などを離れて出たる足軽武者強くはたらくハ、村之内に伏兵有としるへし、又足軽村を離レかぬるハ不可有伏兵也、

一、臨戦進退触様之事

合戦におよひ候へとの使は、跡備より云て次第に先へ可申渡也、
先手二後二達シ埒よく候、又引揚よといふ使へ、先手二まづ言
て跡備へ後二申也、口伝、

一、物見武者向敵城氣を見る事

四季の氣、朝昼暮の氣、煙雲の氣、右品々習有之、又城内人氣を
見る事、万々心を付る処可有之、狭間虎口前等のはたらき、委
しく心をよすすへきものなり、

一、城可乗取見分事

城を責るに可落否を知る事、斥候の肝要也、城塀に立置たる小旗
共、かなたこなたへもむると見ハ急ニ可乗、

○惣して城内非常出来さハく事あらハ可乗取期也、尤火災にも見
合乗、又ハ外方も責よせ内をなやます事定格也、

一、敵城攻口へ加勢来不来ヲ知事

時処により其虎口大切に付て加勢の来ること有、始より建置たる
小旗不動して、加り来る人の小旗動揺するものなり、始より立
置たる小旗を見覚る事専要なり、加勢の来る虎口ハ不破もの也、
○又惣クイ体兵氣の増いきほひ、をのつからひくものなり、
○馬も常ハ城内往来に不入候故、多く引たつる事なし、突て出
る節か、又ハ夜討出る前、馬のいなゝくこゑあるといふハ此

義也、

一、堀の浅深を知る事

是城攻の第一也、たとへは水草有之堀は浅し、又ハ敵用心きひし
くする所浅と知る、先々加様の品見分の大方也、慥にハ道具を
以て知る事有之、口決、

一、物見の来様ヲ見て軍の有無を知る事

軍をせぬ日ハ敵の物見浅く来り可帰、軍をせんとおもふ日ハ深く
来るへし、猶口伝、

一、敵方へ夜物見に行時心得之事

夜中物見にゆき、或ハ堤野原にて敵の方を見るに、松など有之か、
人のやうに見ゆるもの也、さやうニ不審ノ時ハ座して可見、人
ハ動ク木ハ不レ動、又風の夜ハ木揺くもの也、此動様ハ惣ひとし
くうこく也、能々可心得、すへて夜陰ニハ物のほと分りかたく、
尤見分誤る事有之、心を委く付へし、

一、夜中江河近辺に陣取たる時間誤可有之事

江河近辺にてハ、岸堤など崩るゝ音、又ハ水の出くるなどにおと
ろく事有へし、或ハ水鳥一度に起事有之、然ル時敵来と驚くも
のなり、心を鎮聞くに、人来ハ地中へひゝき鳴音有之、鳥の羽
音ハ次第／＼に鳴テ上へあかるもの也、又近所へをるゝ時も、
一度に鳴ても跡がしつかなるもの也、

○惣して陣取の四方、敵襲可来方にハ遠見を置、又ハ防守の手を

用意する事定格なり、

一、敵の備えに依て戦の有無を知る事

敵の備斗^{マスカキ}管形に押来ハ無軍、鉾矢の気味に来るハ鬪戦なさんとの形なり、

○かゝり口の心向処の敵備の内、しきりに動て手可有之、不動手先へ^鬪の備を一つに成て可懸と云々、

○臨戦の此見切別る大事之義也、しかしなから此虚実自然とかくれぬもの也、互二軍可有之場ハ定格知れたる義、敵の備先手弓鉄炮を揃へ、段々ニ立槍をふせ、旗の手揃却而しつかなるもの也、此時も跡手ハさハぐ事も有之候、乍然備の静ノ閑大將による事也、先手諸役人不揃混乱してハ、臨戦する事不叶也、其処へかゝり討候へハ利をとる節也、

○強弱勝敗大方かゝり口にしろ、事、口伝、

一、斥候五ヶ条ノ大事能々可鍛練事

物見武者不知して不叶義、一ハ地形、二ハ敵味方の備善^{アツ}悪、三ハ彼我の衆寡、四ハ敵味方銃隋ノ氣、五ハ進退の節なり、此五つ明察する時ハ勝負掌に有之、尤口伝多し、

一、野火と家室の火見分る事

敵野に火を放し焼事有之、又ハ手廻りニ火事出来の事も有之候、野火は広して高く火炎不^レ上、家室の火起ハ煙高く上るもの也、又順風の時ハ味方不苦也、逆風ならば早く可備なり、

一、陣取大概を知る事

地形方円曲直銃有、陣取必形を変してとるにもあらず、又地形をうけざるにもあらず、古伝に、漢^{カン}和ともハ陣の名有之、尤一ツも泥へきにあらされ共、如是立置処の心をしるへし、畢竟その形の利不利、その人衆の虚実を能々察知すへし、

一、旗手靡様善^{アツ}悪、付武者埃^{ホコリ}の事

旗のなひきやうよしあしの事、天へ上るやうに吹挙るときハ、百日の内不可有軍、旗の手^鬪のうへ、なひくハ凶事、左へなひく時ハ勝、右へなひくハ中、敵方へ吹なひかすハ大吉也、猶口決、○又武者埃とて塵高く上るハ勝、此いきほひ無之ハ負るなり、軍歌に、

襲る勢に埃の晴のかハ負としるへしのかさるハ勝

といへり、敵国へ発向する時も、むしや埃夥敷軍兵の先に立を必勝の氣といひて吉事也、惣して敵も味方も武者ほこり先に立て足並見へすかず、真黒に見ゆるハ勝に成へし、埃跡に立、次第^レに薄く成ハ、必負色としるへし、

一、伏兵を知る事

山野深草の路を通る時、新敷繩ノ切レ、木の切レなどあらハ伏兵としるへし、山野深草の飛鳥、村鳥俄に分れて飛散る事あらハ伏兵也、故に古書ニモ、鳥立者伏也、獸駭者覆也、ト云へり、又云、野道夜虫鳴絶ル事あらハ伏兵と知へし、又云、林木草中

より宿鳥おとろく事あらハ遊兵来としるへし、又云、伏兵の有
之通りの空に星なきものなり、雨夜曇たる夜ハ、そのとをりの
雲取わきて白きもの也、

一、武見武者大将^江言上ノ時作法之事

物見に行帰りて大将の御面前相向て不可申、大将の弓手へ立廻り
可申上もの也、將の馬手より不申上法也、將の後より呼向申上
ること等ハ尤すへからず、猶口決、

一、山林を見る事

山にハ必おもてうら有物也、独立と對の峯有との見分、險不險敵
地味方地道筋等可付心、

○水木の便有無の見分專要なり、草木潤色ありてしかりたる山水
も有之もの也、

一、広野を見る事、付橋之事

広野ハ道筋はたらき場少ニ而も、足場不宜所を能々見へし、行か
ゝりて行列指支る事、物見の不覚なり、

○広野ハいつとなく高下有之ものにて、道のりのひ候さきハ、人
たけなどハ中々見へぬ事あるもの也、加様の所心をつけ、又
草、小笹、芦などのしけミあらハ、伏兵の心遣可有之、

○橋あらは其長短広狭強弱、その下の水の浅深、又ハ下水なく通
交の道有や否や可見立なり、

○平陸の地に田切有て伏兵有事可有之、惣而広場壺式人して早く

難見定候ハ、輕歩を加て四方を見せしむへし、
○惣して道筋多キ方へハ其道一筋くへ物見可遣也、

一、相図の旗の事

物見立かへりて通する間なきとき、五色の小旗を用意してあと
へ通シ、又ハ輕歩の物見より出、物見へ通する事も有之、
又忍て物を見るに、不案内の所へ入込に、枝折の印、相図の繩
等、口伝、

○又音を以て通シあひ候事も可有之、皆用をなす事此類なり、
○夜ハ火を用て通する事も有之、重々口伝、

一、押通ル人数見積る事

此義ハ一人よりつもり出す義也、一人式人四人八人十六人と見る
やうなる義也、又一行二行の所へも心をつけ大かいの積りなり、
とかく目印をして土地をはかりて、人をはかる格にてあらまし
はするゝもの也、

一、敵ノ人数大軍又は小勢ニ因て会得の事

大軍をたのミ我々かちに来る敵ハ、虚多く行も多し、打安し、小
勢にて一味し専ラ勇猛なるハ打にくし、行も少きものなり、
○大将の心次第にて大軍手数多き有、又手数少き有、旗も多少有、
○小勢ハ止事をえず手数少也、旗は多くなす事も有之、如此之儀
も物見武者勘弁可有之義なり、

一、物見を繫事

相物見にハあらず、敵よりしたふ者をはらひ、物見を堅固にするために、或ハ三四騎出る歟、五騎十騎斗も出るか、又ハ弓銃の卒をも出し助る事有候ハ、尤時所によるへき儀也、

一、初中後上中下前後左右の心附と云事

万事始より半後の事、又ハ上より中下の事、かんかへむかふ処の前後左右に心をつけ、しやうこを髓に見定る事專要也、如此何方へも心を見たしめてさためさる時ハ、くひ違義有之ものなり、

一、惣大将可在之備大格之事

其旗本しくろミ騎馬多く、物見使番専ラ往来し、惣して恭敬のうつりも自然と見ゆるもの也、尤一へんにハ不可心得也、

一、矢道可知事

備の中すみにハ将有ものなる故、矢炮しけきものなり、此心より一手二手小勢にてむらかり、かゝる時も人のかたまりたる所へ弓鉄炮しけきなり、
○城にむかひてハはたらき能、矢倉、又ハ横矢能き候所ハ、弓銃の払よし、右のうらなる所、或ハ屏矢倉等の角、狭間ノ利すくなき所有之、万方共能々心を付へし、

一、物見使番刺物評論の事

近代此沙汰有之、諸將此役に心持をしめさるゝとなん、母衣或ハ小旗にむかて、又ハ船ノ楫を付る類、皆々同意の趣なりといへり、口伝、

軍敗要目集卷第六目錄

攻城

- 一、攻城者不得已為之事
- 一、攻城ノ時困四面可開其一方事
- 一、山城を可攻心持之事
- 一、城責ノ大方以五双倍人数押寄其上攻様之事
- 一、仕寄竹束仕様之事
- 一、仕寄相濟竹束著畢而其陰二居候勇兵法之事
- 一、仕寄場に居候足輕勢ト陣場小屋二居申候足輕ト番替之時分、并替り様作法之事
- 一、城ノ守堅固にて或ハ堀際堀際と関着二而も虎口不被攻と見及候時人衆揚様之事
- 一、大風大雨の利ヲ得候時城ヲ可責事
- 一、城際戦心持之事
- 一、山城平城共城主用心之事
- 一、攻守共可心得評論之事
- 一、城巻解事

一、城攻の時大将乗馬之事

一、攻具之事

軍敗要目集卷第六

攻城

一、攻城者不得已為之事

攻城ハ万事費多く人民をそこなふ義也、しかる故人事の難止道理至極し、諸兵是に一同する志をえ、其上に謀を決して攻之也、

○一国一城年々堅固を構たる城ニ迫る時節に候得者、無程城も落安き理有、尤謀種々可有之、

○俄ノ取出境目の城等、用害不調ハ攻落し安シ、是又謀可応也、

○此城を攻落し、或ハ此將を討取時、味方の武威十倍し後々不及戦、国郡広く取敷へき趣ならば可攻落、如是の節不責時ハ將の威なくあなとするもの也、

○日を経てハ此城へ加勢、又ハ後卷有て永く味方の利を可失所は早く可攻之也、

○境目城又者付城等有候て味方の人教働入を妨、或ハ兵糧運送等をさへらるゝ城ハ早く可攻取、并如是ノ城に押ノ勢指置候、心持重々可有之、

○惣して困テ城早速責落すことをえず、数日を経、味方の銃氣をくちき事をするハ、將の恥辱とす、故に必勝の利を速にうるを見て可攻之なり、

一、攻城ノ時^{カミ}四面^ラ可^レ開^クニ其一方^ニ事

生路を示すと云て如此なす事大格也、四面悉ク困ときハ死戦して落かたし、寄手却而敗らるゝもの也、能々心得へし、又陣を囲も同シ、心持可有之、

一、山城を可攻心持之事

凡山城を責候儀、先山の形を能々見合、上るへき便よき所を見付、それ方取つき責候事肝要ニ候、其上手開^{アキ}の所有之ものにて候、其を見定上り能所より急に攻候へハ、其処を專ニ持ものにて候、必手開の処をハ人をも少く置申候、それ方急ニ取懸ケ責候へハ、乗落すものにて候、山城にハ竹束仕寄などハ難用候、乍去所により竹束仕寄にて責申事も有之候、とかく城攻ハ五増倍の人数ならてハ成不申候、忍ノ方便ハ各別の事ニ候、地形も普請も堅固の城を卒尔に攻候へハ、却而寄手之方悪事出来仕るものにて候、種々謀臨、其節可有分別候、兼而地形の案内を窺知て不慮ニ攻候へハ、勝利有之候、城主の不^ニ思^依一^所を知て俄ニ責候事專要ニ候、東に声して西を討、とかく不意を討事肝要ニ候、

一、不慮に急き攻候へハ役所を配かね候、左候へハ必乗落候、又城主良將にて兼日役所手当をも割付、弓鉄炮、玉薬、兵糧、諸道具沢山に仕置、油断無之城ハ曾而攻られぬものにて候、城主の善悪を兼て計知事肝要ニ候、山城平城共攻様心持は不相替候、其内平城は仕寄、竹束、責櫓、持盾、亀甲など人ものにて候、草

深所ハ仕寄なともならさるものにて候、風の氣を見分、火攻肝要候、

○城より卒尔に人数を出し候ハ、急ニ付攻候へは乗取ものにて候、惣而攻守とも依時宜機転專要ニ候、一途にはかり不可心得也、

一、城攻ノ大法以五増倍人衆押寄其上攻様之事

惣して五双倍の人数無之にしてハ難責格にて候、大概右のあたり程それ／＼相応の人数を卒して押寄、一日陣場を定メ、次の日城廻り巡見し、三日目にハ取付攻申候、天官地利を考、太鼓の相図ヲ以て弓鉄炮を止メ、鬨ヲ咄ト作り急ニ乗取事專一也、弓銃三放うち申候内に、心持口伝有之、

○山城平城によらず不慮に攻つめ塀下迄着候ても、加勢の来候

虎口ハ破れぬものにて候、塀の内江加勢来候ヲ見知様、口伝、

○塀の内の人衆彼方此方へ騒き、刺物猥に練合候処ヲ急に攻候

へは、乗破るものにて候、此心得攻衆も城方も肝要候、

○後卷可有之城をハ急に攻てよく候、若不乗落は早速引取申もの

にて候、後卷の有之間敷城をは緩々と、仕寄にて責申事大方にて候、

一、仕寄竹束仕様之事

凡前條に記申ことく、城主功者ニ候へハ、容易落城不仕候、然ルニより仕寄竹束を付、一大事ニ攻寄申候、攻衆の大將不功ニ候へハ、手負数多出来候、此時仕寄の仕様三品有之候、

諸仕寄 片仕寄 檜垣仕寄

右三品以絵図口授可仕候、所々ニより替り申候、

竹束ノ付様、二品御座候、

籩 著 柱著

其所の様子により二品之内用申候、惣して仕寄日中にハ不付ものにて候、夜中仕寄申候、此節城中夜懸の用心にカギと申者を
出シ申候、

○城より人衆出し可申と存候所々の道筋へ、此方より士計手鎗を持、百も弍百も大小身にかり、多少分別して艱^{カキ}に出し置候、其上仕寄竹束付申候、

其時宜により日中に仕寄申時は盾を備仕寄申候、又弓銃足輕其頭

召連、仕寄の場より十間も二十間も先に進ミ、盾を持、其俣

に俣申候、此時盾を雌羽に備、其陰に足輕を引付置、城ノ塀

狭間など射閉て、物頭の存寄次第、弓にても銃にても二てう

ツ、出シ、盾のはつれより放申候、一度に放不申候、二番放

候者と位有之、口伝、又其様子により、一度に五十挺も百挺

もつるへにて打かけ、其内ニ仕寄申候、皆是日中に仕寄申時^{ミナト}

の事にて御座候、其頭功者程弓銃の業を勉させ申候、仕寄之人数は頭の下知次第に仕候、

一、仕寄相済竹束著畢て其陰に居候勇兵法之事

竹束裏勇兵法一間ニ老^シ人ツ、持鎗を引付、刺物を立置、無言にて世上の鳴音を聞、心を澄シ居申候、所により仕寄の仕様にて向合兩列にも居申候、夜指物さし不申候、敵より夜懸の時ハ

誰アイニニハアイレンシ 何誰符、或は鐘印にて敵味方存分候、惣而敵より夜かけ候ハ、かやうく仕候へと、兼而法を被定事二候、

一、仕寄場に居候足輕勢と陣場小屋二居申候足輕と番替之時分、并替り様作法之事

昼ノ午刻と夜子刻と二度替申候、虎口場に居候者ハ腰桶に両度の食ヲ持申候、○替候時の作法、譬ハ足輕六組虎口場に居候ハ、内三組役所を開ケ陣場へ帰申候、此方より入替り之足輕ハ、陣場蹴出シノ先に出向ひ罷有、けたしノ先にて行違ひ申候、虎口場へ參着預り候役所ニ足輕を頭の心持次第に配置申候、其上又残る三組も右之如法仕、入替り候所に物頭共約束を通シ置、番替りいたし候、如此之節アイサツ挨拶不申、互ニ無言にて如何にも静り、虎口場陣場共に騒動不仕候様に、兼而軍制專要にて御座候、夜中に入替候時、鉄炮火繩ノ火脇へ見へぬ様に申付候、持様口伝有之、

一、城ノ守堅固なるニ不図味方勢堀際塀際迄付候而無用之働見及候時、人衆揚様之事、付旅馬符揚ケ様之事

城中堅固に候歟、殊加勢等來候虎口ハ、味方人数堀際塀際迄着候とても、攻候程手負死人多出來候故、人衆揚候事二候、此時器量の勇者を被仰付被遣候、挙様大事ニハ著居候、人衆の後より挙申候、味方と城の方を左右にいたし横に參挙申候、先より揚ケ候へは、挙に參候武士を能証抛と存、跡に居候者も進ミ挙り不申候、其故跡より挙申ものにて候、後の胴勢薄く成候得者、

先に着居候者捨殺さるゝと存、をのれと挙り申候、
○旗并馬印挙様之事ハ、城の方へ五間も十間も押立させ參、左の方へ大廻りニ廻り挙るものにて候、

一、大風大雨ノ利を得候時城を可攻事

時に乘して進ミとるの行、或ハ大風甚雨、或ハ夜雪、又者寒暑甚之節、皆城を守者の懈る時也、智將ハ慎之、愚將ハ不思之、古來此時を用る事多し、可思慮事專要也、

一、城際戰心持之事

城際ハ戰ハ、小勢なり共、敵城より出は急に戰へし、敵城を使とする心有故、引事安きものなり、其時急に追す、図て可乗取、但城の將名將なれば此時秘事、有口伝、

○攻衆城内へ押入時心得可有之義也、重々口決有也、
○城際ハ戰は城方負になる事多く候、其迄押つめらるゝ所、しふり見へたる儀、其上さほとに成候てハ、城兵乙なる事多し、

一、山城平城共城守用心之事

堅固有之とても油断すへからず、堅固大敵と成たる例多し、善ク攻ル者、敵不レ知ニ其ノ所一守ル、善ク守ル者、敵不レ知ニ其ノ所一攻ルと云故語を吟味有へし、不可不慎、

一、攻守共心得評論之事

籠城の大格不足有てなすなり、すてに城を攻ントするハ、有余の

いきほひなり、如是本立てその上互の利とする所を考へし、

○大軍に取まかれ矢種兵糧尽てハ、城兵の心よはく成候て、あつかひ又ハ降参におよふ事おほし、可心得也、

○謀をもつて戦候へハ、勝事品々有之、たとへハ地形により城ノ近辺五里三里ノ内、森林、山陰、川岸、切所を見届、三四ヶ所に伏兵を置、馬の強キ鋭気を以テ深々と働かけ候へハ、敵の先衆乗出す時にそろ／＼と引かけ、伏兵の所迄引付、方々より伏兵を起シ、一合戦仕候へハ、敵卒尔に城近く押寄せ申さぬものにて候、敵の兵城際へ押詰、上手は色々の行有之候、兼而紙面にハつくしかたく候、

○困者ハ攻テ必取ノ道を決定して困へし、卒尔ニかこみて落かたく人衆を揚るハ見苦候、其上引取口大事之儀なり、

○良将ハ元来の天文地利をくハしくなすにより、攻ル方守ル方いつれの道にも理非得失よく分るなり、此処を相考責る道をもなすへし、数々の変あけて述かたし、

一、城巻解事ホケス

困ノ勢事の首尾により人数あけ引取事有、尤其事の無拋義を城中へも申談引取事有之、又さもなく引取事も有之候、取巻候時と違、味方虚付安き節なるゆへ、守備をしめて一備ツ、次第の通可引揚也、処により横鐘又ハ伏兵をなして引取事可有之、

○日たけてひらく事なかれ、前宵より食事をも調、手合能して卯の刻におよんで相図の貝太鼓にて可引揚、

○最初ノ日道程遠く不可引、三里に不可過、堅固の地見合置、

その所へ可引、

○放火して引取に利有之事、口決、

○引テ帰時乱妨すへからず、下愚ハ国へ帰ル気より欲心をもつて必なすもの也、所の人民あたをなす事有、慎へし、

○攻せまめる人数極寒極暑に勞れて人数揚る事有之なり、此義ハ尤前に考可有之事なるゆへ、良将ハ先如是のまとひハ無之義也、

一、城攻の時大将乗馬の事

城攻の時、惣軍ハ馬より下り候ても、本大将老人ハ馬より下り申さぬものにて候、是大将の法にて御座候、

一、攻具之事

○持盾モシタテ 広サ壹尺長サ五尺有リ二両扱サ、

○取寄身隠盾強キ柱ヲ以テ衣桁ノ如クニシテ、広サ六尺長サ五尺有リ二両扱サ、表ニ竹ヲヒシキテ厚ク編付ル、是ヲ竹盾ト云、

○亀甲地車ニ蓋ヲ楠板ヲ以テ亀ノ如クニシテ、内ニ人有テ車ヲ押テ寄ル、

○布竿竹管ヲ布ニ透ス、

○繩ナハカギ鑑綱ノ先ニ熊手ヲ付、先三尺ニ鎖ヲ付ル、塀ニ乗時ノ用也、

○櫓ヲカラクミ車ヲ著テ押寄ル、板ト幕ト拵アリ、是ヲ臨城車ト云、

○籠城之時、引立橋仕様之事、口伝、

○結橋堀へ入ル時ノ心持有之、忍ノ時ノ義也、

○城ノ堀ノ深サ積レ之事、口伝、

○ 営中遠見ノ櫓ニ相図ノ刻ノ事、口伝、

○ 楯百モ二百モ依^テニ軍勢多少ニ可レ持事、

○ 合捷

○ 猿続松 投続松

両条拵様口伝、猿続松城の内より堀底へ下シ様之事、口伝、攻具
猶此外も有之といへ共、大概記之もの也、

軍敗要目集卷第七目録

夜討

一、夜戦大意之事

一、誰符誰何、付銜枚之事

一、夜討人数出シ候時作法之事

一、夜討人数出立様之事、付知死期之事

一、息継ノ人数出シ候事

一、引取時本道へ不帰事

一、城門ニ相図の火を立る事

一、夜打ノ人衆ハ無言を旨とす、木札ニ名を書付配候事、付人衆帰集

候時撰様、立すくり居すくり之事

一、敵より夜懸の事

一、晩食相濟早ク役所を申付る事

一、敵夜懸に來り陣場小屋ニ火ヲ掛ケ退候時、味方ノ物頭心得之事

一、兼日夜討ノ手備番替りニ申付置行之事

一、敵夜討相催す体を見するハ謀ト可知事

一、続打之事

一、夜方角を知る事

一、敵の伏兵有之時聞心得之事

一、川を渡り夜討をなす事

一、夜打の來ルハ艱物見ノ類より告る事

一、陰より易へ打ぬくと云事

一、敵を打捨と又頸揚る事、大将法令可有之事

一、夜討を直ニ夜合戦になす事

軍敗要目集卷第七

夜討

一、夜戦大意之事

夜打は敵陣の虚を見て打事勿論也、惣而大かたハ不意ニ仕懸打候
故、負の分にて持軍にハ成ものにて候、

○ 風雨の夜打と云事、古より申伝候義也、可依時宜候、或ハ敵長

途を來り、着陣之夜、敵に加勢の付たる夜、味方利を失たる

夜、長陣にて敵愈る節、すへて敵陣に變出來騒動有之夜、又

ハ味方籠城の時、夜討をなして味方にいさみを付、敵の變を

見る事、如此の節段々可有之、

○ 随分寂に人数を出し候事肝要也、尤謀を設てハ火炬を用、から

鉄炮等用る方も可有之、又時の相図に貝鐘等音を用る義も有之、

○謀を密し下卒などにハ、打テ出る少前ニ如此としらする趣可然也、

○兵の組合示合を能して敵に決戦する時、稠ク戦に利有之心持、口伝

○心を治め候へは眼あきらかに、又進退の道をもまとハぬものニて候、此儀別而肝要ニ候、

一、誰符誰何、付銜枚之事

先相符相詞肝要にて御座候、相印見合安きやうに袖ニつけ、鐘に付候類にて、色々時ニ応シ大将より御極候義なり、相詞ハ山と問へは海と答ることく、是も其節將の氣転にて諸卒覚安くたやすくうつることを密に示し聞せ申候、

○銜枚は諸士卒口にくわへ言を止め申ものにて御座候、此法当世一存たるもの仕たる者も稀ニ御座候、あらし先に記申候、

一、夜討人数出シ候時作法之事

夜打に人衆出シ申候時、頭兩人有之事ニ候、城門を出る時一人の頭先へ出て所を定罷有、次に夜討の人数壱人宛門を出し、跡に又壱人の頭出て城の堀際にて人数を揃申候、扱窺官の者を先へ遣し、敵の陰有か無かを見を、いかにも静り、敵の役所の際迄忍より急に懸り候へハ必得勝利候、惣而夜討の砌よりも先に毎夜窺官の者を出し、敵の用心作法を見届る事肝要ニ候、

一、夜討の人数出立様之事、付知死期之事

随分軽く可出立、旗刺物、団扇、塵之類不見也、出立并味方見分の旗ハ大将の心々なり、たとへは具足の上と同シ様ニ柿染の羽織を着シ、其上に同色の布を帯に仕候、惣人数同敷出立にて、是則相印に罷成候、自然敵の中ニ加様成出立少々有之ために、右の扇先に二星にても三星にても二寸四方はかりの形を付申候、此出立にて敵味方如何程入乱れ候ても無紛ものニて候、敵と味方の間遠近にハより候へとも、大方夜の亥の刻ニ此方を入衆出シ申候、但シ人数出候時分大知死期をくり当り候、頭に人衆を出候事肝要にて候、夜亥の刻に知死期、不当事可有之候、五七日の間に纏あハせ、夜亥の刻に知死期あたり候時の頭に出候事を好ミ申候、尤時宜による処、又出入之作法迄口決之通ニ御座候、

○弓馬鎗太刀の心得ハ、弓を専ラ用る事古例也、道遠けれハ馬に乘行事も有之、乍然十町も前より下るゝ也、○鐘ハ得たるを可用、長過たるハ作配ニ不宜と申伝候、さやニ口伝有之、太刀ハ手に応してかさ有之を用へし、重々口決、

一、息継の人数出候事

敵方良將にて大事ニ候へは、息継の助の人衆を出し、半途に待するものにて候、此人数に若武者の自働専ラ心懸る者出さぬものは御座候、功者の兵出し置可然候、敵の付入又は味方の助の為なり、

○右之通出し候人数を扣の人衆とも横鎖の人数とも申ならハしたる儀にて候、名目に不泥趣意をうけて可心得ものなり、

一、引取時本道へかへらざる事

引取時もとの道へかへらぬ物にて候、東より出候ハ、西の門へ入ものにて候、城中にて夜討ニ出候人衆の頭と能々示合候、敵付入ントするに疑心出るものなり、

一、城門に相図の火を立る事

城門相図の火をニヶ処に立ルものにて候、付入させ間敷謀にて候、一所に火をたつる時ハ敵心得て送したふものなり、両所に立れば敵疑て不送候、入口に伏兵を必をくへし、

一、夜討ノ人数ハ無言を旨とす、木札二名を書付配候事、付人数帰集候時撰様、立すくり居すくりの事

夜打ニ出候人衆ハ出るより帰候迄言を止め申事肝要にて御座候、然ル故衝杖をくハへさせ申候、寸法其外仕立口伝、諸士帰候而右渡シ候、物頭へ返し候ハねは其者の恥辱と仕候、

○又木札を壱人ニ壹枚ツ、相渡シ候、罷帰頭ニ返シ申候、衝杖にて木札ニても返シ請取、其数と人数の名を記候、帳と引合見候て、夜懸ケの場にて打死仕候者を誰と知申候、必御旗本方使番之衆を人衆多少により五三人も御目付に其場へ被遣、

敵味方の働、或ハ其芝居、或ハ所ハ少違候ても、鬨の手負の様子、鎧組手負たる候敷、太刀打候敷、人々揃の次第、段々見

届候事、御目付の役にて候、然るニより此役人を検使と申候、

○帰候人衆馬出の内にて、立すくり居すくりといふことを三度して相詞をあらため、其後可入、自然敵紛入を可改ため也、此時城の門番衆心得有之義也、

○夜討人衆出入門ノ木戸役ノ心得ニ、味方壱式人もたて出す程に仕ルものと申候得共、敵一二人もたて入る方可然と申、功有者其通りニ仕来候、引取時も相図を定め、打死不仕者ハ働かゝり候ても敵を打払ひ引取候、約諾に候ても道の様子、又ハ其品にもより遅きものも有之、又殿をつとめ候者ハ、引取口の人衆を見定、跡に引取申候、加様成武功の者たて出し候様成仕方不宜候ニ付、右之通いたし候、尤改やう有也、二の門ハ正敷仕候、

○又埋門にて出入虎口も有之候、是にも番人の改有、

一、敵より夜懸の事

惣而夜討ハ油断の備を見て打申候、用心堅固の備は打かたく候、第一陣前の篝火、同捨かゝり、第二陰カマリの置様、第三窺官の出シ様肝要にて候、陰の置様、二段窺官ノ者の誰符誰何専一二候、○一手切ニ戦事肝要にて候、混乱いたし候へハ味方討有之候、○一手ノ自由をなす大將は、夜討来ル時一手何用ニかまハす敵の城外近く越て伏て居るもの也、敵帰る時に門を開て入る、其時攻入ば多ハ城ヲ攻とる事有之、

○敵と夜俄に相逢時ハ、人衆多少にかまハす戦へし、古談にも先をとる者勝理也、と云へり、尤伏兵有無遊軍の心持考へし、

一、晩食相濟早ク役所を申付る事

惣而日之内七ツ頭に晩食相濟、其迄早ク役所を申付るものにて候、或ハ城際近罷成、仕寄に取かゝり、竹束を着る時ハ、夜かけ可来と存候、筋々へ人衆を出し、百騎も二百騎も其所により人数の多少をわかち、伏兵を置申候、夜懸ケ来候とも、伏兵起て相戦、仕寄の勇士ハ如何にも静り居申様子を見合、夜かけ来り候人衆ノ引退候刻、物頭の下知次第に急にかゝり、敵の人衆老人も不残討留候様に仕事、兼而よりの軍法專要ニ候、

一、敵夜懸に來り陣場小屋ニ火を掛ケ退候時、味方之物頭心持之事

敵不功にて夜かけに來り、陣場の小屋などに火をかけ退候事、有之ものにて候、其あかりにて敵の退候も能見エ候ものにて候、**闚**しつまり居候、勇兵追懸ケ打ものにて候、然ル間此方より夜討に出候節、敵の小屋ニ火をかけぬものにて候、乍然一概にハ難心得儀ニ候、

○又向に火をうけて先備を見れハ、敵へ近くせりよせたるやうに見ゆるもの也、かやうの事も可心得也、

一、兼日夜討之手備番替りニ申付置手便之事

右条目之通申付置、夜討不意になし候へは、其催しを知ることなし、又ハ味方の士大将物頭之類、此役を不爭たためにもなす事有之、

夜守の手当は尤常式なす事也、

○又備の守休を考へ、今日の先手を後陣となし、後陣を繰出シ夜討申付る事有、かやうの变化常の事なり、

一、夜討相催候体見するハ謀と可知事

金鼓などをならし、又ハ人数相催体を態と見するハ、此方防を夜々なし、空敷連夜を過て後、怠を見んとの行也、実の夜討ハ別而密するものなり、

○夜討出し帰り、門に入時の備ニ、能所見定伏兵を置へし、敵の付ケ来ルヲふせく為也、互にかやうの所心遣專要なり、

一、続打之事

此義秘計也、夜討に出無利引取追付人数かへ、又打入事有、大ニ敵騒動するもの也、或敵夜討して帰りたる所へ此方より不意にかゝり、又打返ス事有、可心得義なり、

○敵国へ入陣取して居る夜、必夜討可入と可心得なり、此方より却而打も一方便なり、一隅に泥むへからず、

一、夜方角を知事

方角を取失フ時ハ、星に目当をなし知ル歟、又ハ山か林にて知るか、又ハ風の吹様にて東西を知る義、皆以心の付ところと心得候違なり、不可懈也、

○月夜に戦時八月に向ふ方悪し、

○夜働に出、帰り道紛ハ敷処に、高サ四五尺程上ケ繩をはり、道をしらす事有之、

一、敵ノ伏兵有之時味方心得之事

忍てさぐるにハ、風下へ行て物音をきく事也、

○鉄炮等放かけ試候事も有之、

○草中にかまり有之時、風上より火を放もの也、

○伏兵はおもひよらざる所へ突テ出て功有之、伏兵有としられて

功少キ味心得へし、可有之やとうたかハしき処ハ、有之と用心するハ怪もなき存念也、

一、川を渡り夜打をなす事

惣而敵味方の間ニ有之川ハ、先^江越にくきものなり、殊更夜討なとハしかけにくき也、乍然時節至て打時は、向の上り場に心を付、脇二人衆なとむけ候て敵の心を奪ひ、其いきほひにわたして可然所を渡る也、

○敵の陣所の内にほり切なと有之、此越様打入時も引揚る道筋にても心当仕る事肝要ニ候、

一、夜討ノ来ルハ艱物見の類より告る事

矢倉井楼を守る者、夜打来るを慥ニ知る時ハ、鐘幾つ鳴へしと相図有之もの也、

○かきに出し置たる者、兼而変を段々に通スル申合をなし、夜討来候は早く通スへし、

一、陰より易へ打ぬくと云事

夜打の時人衆引取口の儀、尤無相違勘弁すへき儀なり、此故に糸目之通申伝候、さりながら打入とき必陰といふにあらず、此意を可用と也、

○虚実もかねての虚実と臨時の虚実有之、しかる故其変に応ずる事予伝へかたし、

一、敵を打捨と又首を揚る事、大将法令可有之事

此儀大将存念可有之、口授、

○亦敵陣の兵具人衆引上る時、取備候事をしめされて揃も有之、時の様子によるへし、

一、夜討を直ニ夜合戦になす事

かねて敵人の様子をはかり、夜討をなして甚及騒動候ハ、直ニ夜合戦にして可討之、催しならば段々押クる人数を相定、相図を能なして火炬を用て、夜合戦利有事も可有之、

○如此夜合戦になすにおよんでハ、敵陣に火を付へし、其あかりに依てはたらき能ものなり、

軍敗要目集卷第八目録

船戦

一、陸と船との評論之事

一、闕艦品々之事

- 一、敵と湖海の中にて戦時船楫の役可有之事、付鈴繩之事
- 一、海上向潮時ノ秘事、付兵船ニ可用意器物品々事
- 一、船中旗刺物之事
- 一、戦の時船ノ開キ様之事
- 一、陸と船との戦之事
- 一、風波潮ノ満干心遣ノ事
- 一、碇繩解捨ルニ習有之事
- 一、陸ノ大将心持の事
- 一、陸ノ敵を追払て後敵近にて船ニ乗時心得之事
- 一、船ニ而押太鼓打様、并貝吹様之事
- 一、船ノ奇正之事
- 一、物見船之事
- 一、夜巡見之事
- 一、船損シたる時之事
- 一、船積之事、付馬船之事
- 一、敵大勢にて船多、味方小勢船数寡時之事
- 一、味方大船にて敵小舟ノ時之事
- 一、船奉行心遣大概記之事
- 一、船中武者出立之事、付足輕之事

軍敗要目集卷第八

船戦

一、陸と船との評論之事

元來人は陸に付たる者故、陸を元とするなり、故に船に敵うかふ時、陸を治て備正敷立配へし、海上の敵終に利を失ふもの也、
 ○陸と海上と兩道に敵來筋有之國ハ、持國の主も其手当怠るへからず、寄而大将も其變化の謀不可懈、此時も將の良要にしたかふものなり、
 ○互ニ船にて出あひ戦事有之、是又相互に土地海上ともに利不利を考、風潮の得失に心をつけ、不可有油断也、

一、闕艦品々事

櫓数三十丁より四五丁迄も半かこひを用、板楯を用、船の表にも盾を用、風の櫓様により用捨可有之事、口伝重々、
 ○小早舟などハ猶応之かなたひきくかこふ、口伝、
 ○大将の本船にハ河武を用る事、古法之由、近代此製作なし、相応に大船を用、尤乗替の早船大小二三艘相添置へし、何角用具不自由に無之様に可用意事、
 ○大将の船にハ鎖楯をつり申、幕ニ付ても用ル、花屋形の先にもつる、口伝重々、
 ○帆盾といふ事、有口決、
 ○盲船の事、口伝、
 ○出船に磁石土計必可有之也、

一、敵と湖海の中にて戦時船楫ノ役可有之事、付鈴繩之事

船楫の役必可有之、上風上流に船を置いて敵船を可待、上風とハ順風を得る事也、此儀ニも尤利不利有之儀也、口授有之、上流とハ川上也、水上より兵艦を以て攻則、無不勝、

○船軍は海におゐて潮汐の湛を知へし、湖水にてハ其儀なし、上風知ル事ハ湖海同之、

○先兵船を揃、大将の船を中に置、兵船を前後左右に並へ、三物作り、鉾矢形陸の陣法の如く段々に備へ、螺太鼓を以て相図を定也、兵船の拵様色々有之、

○諸家共に鈴繩を用て楫の相図をなす事也、此役人尤功者を用へし、

一、海上向潮時ノ秘事、付兵船に可用意器物品々事

海上にて潮の湛を知る事專要也、殊更潮に乗て来る大船を潮に向て抑ゆる事ならざる物にてハ、櫓を以てこぐ事遅シ、小舟ハ帆を受て遅し、櫓数を以てこゝで早シ、敵の大船潮に乗て風を受て走來らば、**闕**は小舟に櫓数をたて、敵の船をひらき避る船の長ケ通シ、跡より可追之、敵の大船汐に逆テをし戻ス事ならず、故に船衆艦に集によつて船艦居に成て遅く成もの也、小舟櫓数の立たる早舟を以てこきつけ、大船の腹に着て艦より可攻、乗上ル所の心得、有口伝、又大船より砲火箭を搏事有之、其用心に兵船の拵やう有、專要とする所ハ潮の時順風兼て相考、工夫を定て船を出すもの也、

○用意ノ器物 打鎗 相鎗 アト先ニカキアリ

熊手 大錐 火矢すくひ 火矢かき

持盾 鎖捨焼 銅捨焼 籠松明

忍松明 もじり ことぢ さすまた

すはたの下へはしこをも入て可然、陸へあかり井楼入候へは是を用、

右兵船になして不叶器也、此外にも色々責道具有之、船頭の功者ニ可示合もの也、

一、船中旗刺物之事

出船に同居建候共小ク可作也、此儀尤口決有之、

○惣して船中の旗長旗難用、折懸ケ小旗用てよし、

○船に旗飾る事、艦の角のたつ洞の間かきたつ表の口のりきたつ左右にたつ風、又船により心得可有之、

○相図の旗用る事、陸の心にかはる事なし、

○敵船乗取候へハ、早々其船印を折ふせ、乗取たる人の印を立るなり、

○刺物ハ艦の旗のまむきの板にそつて立る、はたらきの邪魔にならぬ処よし、此品尤口決、

一、戦之時船ノ開様之事

戦合シ勝負の時、船の開様、左右口伝、

○乱レ合スル時、遊船の位陸ノ如ク遊兵、

○先大将の船を中になし、下風に置へからず、船を上風に開、風を受て敵の跡よりかゝるへし、

一、陸と船との戦之事

近代は鉄炮にて五町十町隔て業を仕ルニ付、船の敵合戦に遠慮有之候、陸と舟との戦、百五拾年以來其沙汰不及承候、或人之大方陸より不被取懸ため、大将の本船を中にて、番船を惣構に仕、本船を番舟幾重もとりまき、海上に浮へ申候、此時出船と番舟との間の積り有、番舟と番舟との間ニ積有、小船をもつて其間通交いたし候、出船と番船との間、番舟と番舟との間、開ケ候処を舟道と申候、本船にて螺太鼓の相図ヲ以テ、一番舟二番舟と段々ニ動シ出シ申候、兼て相図の法、惣船に合点仕こと申候、夜ハ本船はかりに火を立申候、或ハ湊近所にてハ、依時宜本船に大将御乗なく、番舟の中に御乗候事も有之、ケ様之儀ニ付、条々心持有之事ニ候、右之趣陸近時の作法にて候、

○敵船にて来り、我持分の地へ上らんとする節、品々防之行可有之、我亦船にて敵地を経、又ハ人衆を上る時、様々計畧可有之義也、尤所により敵によるへし、口伝重々也、

一、風波潮ノ満干心遣之事

船戦ハ此義元なり、不可相忘、風波汐時の氣遣有之により、一時と一所に船を浮へ、陸の敵にむかひ居不申事、船の軍兵第一の心得にて候、然ル間船の方より陸へかゝり、戦を仕候事稀成義にて候、乍去敵により**関**必定可レ得レ利と見之候節ハかゝりも仕候、陸の敵遠路を押し来り、陣取も空隙なると見切候ハ、暮にをよひ風の利よき満汐に先番船を磯へ漕着、磯際にて松明に火

を付、陸へはせ上る体を仕、囲をあけ可懸粧仕候、残の船ハ船中如何にも静り、火をも不立、別所へ乗付、脇より上り横にかゝり申候、

○敵陣を破り掛通り、最前の人衆の上りたる所より船に乗不申候、たとへハ敵に向フ左より上り候ハ、渚に付、右へ通り左ノ渚にて船に乗申候、船頭に兼て法を申付、渚ノ左にて人衆上り候と、其戻舟を渚の右へ乗廻シ相待申候、此時舟符肝要ニ候、人衆舟ニ乗移候時、我舟印見違、外の印の船へ乗申事恥辱にて候、船より夜懸の人数具足ノ祖伝に誰符を付申候、其符を船頭も見知乗せ間敷、人ハのせ不申候、

一、碇繩捨るに習有之事

急成時解捨切捨なとするニ、此蓋ニ船の名を書付置事よし、戦鎮て取る事も可有之、尤如斯の義常に工夫して用意すへし、

一、陸ノ大将心持之事

陸ノ大将望所ハ、船の軍兵に対し如何様にも術仕候而陸江引上候事、武略の肝要にて候、陸の方の合戦奇兵に仕候、敵船江人数かを少く見せ候様に備を立候儀第一に候、渚と備の間を二町半も三町も引退備を置申候、敵船より不残人数を揚候て見切候ハ、歩卒の者老人も不出、馬武者斗一ノ手も三手も船へかゝり、から舟を乗取候事專要に候、右船と陸との合戦仕様の大方心持にて候、無口授誰心得事ニ候、

一、陸敵を追払而後敵近ニ而闖船に乗、同心得之事

如是の節大事也、猥に取乗、則ハ込沈事有之、故に先より弓銃を備、伏兵を置、段々に乗へし、扱弓銃の者取乗へし、若汀水辺之撰様により、舟にも伏兵鉄炮を可備、

○惣して船を岸に着る時、平付にすへからず、艫付にすへし、乗上りのかたふく事なく、船数などへ付候によく、又押出すにも勝手よし、

○馬船ハ大かた平つけにするなり、

一、船にて押太鼓打様、并貝吹様之事

泊船晨に出る時、陸の相図に同じ、一番貝二二等に船の用意催し、二番貝に食事、猶又用意相調へ、三番貝にハ碇を繰つめ櫓をさし相図をまつ、押太鼓にて碇を揚せ押出すなり、

○出船の時、大将舟方大筒打事、湊出入の古法と云々、

○船にて押太鼓打様ハ拍子ノ位有、

○懸待動静陸と同心持也、先螺を三声挙、其次鼓を二ツ打へし、

亦右のことく貝を起レハ鼓を又如件、

○敵船已ニ近なる時、貝太鼓に少位有之、

一、船ノ奇正之事

先三ツ物造り備段々に押ハ是正兵也、或は遊兵を出し敵の前後を討、是奇兵也、敵の舟にむかひ敵の舟を通し、後より討正変して奇とするもの也、大意陸地同前なり、奇正の変窮かたきに依而略之、

一、物見船之事

櫓数八丁拾丁はかりの舟に鯨舟等そへて、七八艘も出船の際に有へし、尤段々海上先^江往來して告るゆへ、守休可有之、使番の舟と云も同事之儀也、又四五丁立の飛脚舟も相応に可有之、小遣の為也、

○忍て物見務る時、此舟の印をとり、外に味方申合の印をするもの也、夜ハ火繩の火幾ツと約し印にするなり、

一、夜巡船の事

小舟にてともに提灯の印を顕し、拍子木打而廻る相詞に定約すへし、

○獵船売船の類、味方の船當へ不可近、其外水上に浮ひ来るもの可得心儀なり、

一、船損たる時之事

船の破損修復、其様子次第品々可有之、右之品取繕候具を心得て用意可有之、又敵より味方の舟腹鉄炮にて打貫たる時ハ、早く穴へ木綿を押込、水を留、扱板を相応に早く当へし、加様之仕形大概の教なり、

○異国船右のことく水洩入を留る焼葉有之、口授、

一、船積之事、并馬船之事

船越之時人馬乗様、大方積り百石積の舟に百人の積り也、乍去百

人乗れハ足重キ故、又下積なくして人斗乗れぬもの也、百石積の舟に下積米三拾石程積ミ、其うへに五十人斗乗てよきなり、

此船加子六人ほとにて、馬ハ百石の舟に五疋か扱六匹迄ハ立間敷也、是下積材木を積て其上に板を敷、其うへに畳を敷、馬のはたらかぬやうにすへし、両方に材木を以てつめ、亦置わらにて馬をすゝめて乗する也、右の積りを以て船の大小次第に乗するなり、又関船は櫓三十挺立の舟に三十人、又ハ強而其上も可乗敷、五十人方のらさるもの也、此を以大方関船の人数をもつもるなり、但敵味方へ懸りたる文義也、但数年海上に鍛練の者ならてハ急速に難成ものなり、能船奉行船頭を可召置なり、此外様々積り有之候、

○右船越の積り大概を述、又一説に早船五十挺立にハ、水主の外に廿五六人までハ不苦、此外半分ほとハ足軽也、此以下の小舟にハ、右之心にて櫓敷に応し人を減へし、五十丁以上段々大船に及てハ、人此積り方多くのせても不苦もの也、馬之事甚大船にハ難乗、右之積り考へし、

○荷船のつもりハ、百石つむ船に五十人と式石老人の積なり、小荷駄舟なり、

一、敵大勢ニ而船多、味方小勢船数寡キ時之事

此時心遣謀尤肝要なるへし、陸の地利をみる心は同敷儀なり、出嶋か嶋か、又ハ入江狭キ所にて戦へし、

一、味方大船にて敵小船の時之事

一、船奉行心遣大概記之事

如此の節ハ順風にまかせ急に可乗懸、敵の舟を乗込事有之、船奉行兩人並に下役人其諸事申談、船路先々船場等見はかる事、○船かこひ、舟印、船具、兵具、楫取、水手等之割、船營等之儀、具に是を勘弁して可備、

○船の損シヲ直す手当の事

○用事有之船、其所々に可置之事

○船奉行ハ大将諸卒共陸へ上り候節も船に残り、船備それ〳〵正敷申付、弓銃も能そなへて可守之、船を敵にとらるゝ事、恥辱とするなり、

○船奉行老人宛ハ大将本船の跡にあつて、惣軍船之儀申談肝要也、役人と示合主人の命をもうけ候て可然候、老人は用事無抛時、其先々へも乗廻り見分仕、旗本の同役へ相通し可然なり、船頭水主に弓銃手練さするも、第一味方働勢陸へ上り候、跡にて船を守るに大益となる也、

○潮汐満干風の順逆、如此の品々皆舟奉行第一可考之也、

○火船を用、亦ハ防之心得之事

○逆櫓之事、口伝重々、

○船具之替り用意之事、

○水船之事、

一、船中武者出立之事、并足軽之事

○武者刺物無之袖符なり、

○上へ高き胃大成建物不宜なり、

○佩盾臚当ハ用る事、

○刀脇指長過たる不好、并指様之事

○鎗ハ十文字鍵鎗利可有之事、

○足輕は猶以軽く出立、羽織に相印すへき事、

○鉄炮短キ筒取廻しよく、玉目ハ壺両より上用、筒数なき故、

働きつよきを好なり、附玉葉火繩一入念入可取扱之、

○惣して船中にてハ屋形の上にて弓を用、下ニ而鉄炮を用と可心得なり、

○又足輕立様ともに立る習、有口伝、

○士卒共兵糧入候器物ハ桶用てよし、

軍敗要目集卷第九目錄

旗旌

一、天子御旗之事

一、朝敵退治旌之事

一、粧軍之事

一、小符之事

一、旗守護、并古代当代旗指之事、付手索扣繩杖等之事

一、旗竿出入之事

一、旗旌行列、付川越之事

一、宿陣又ハ陣場旌建処、并入宿作法之事

一、長陣之時旌納様之事

一、旗袋掛ル方之事

一、旗^江礼之事

一、对敵戦地ノ善惡随人数多少旗立る事

一、於戰場旌立様之事

一、同旗を進め亦ハ建堅ル時有之事

一、旗隱顕変化之事

一、旗平靡ヲ見知る事

一、敵城^江乘込旗を立る事

一、相凶旗之事

一、船軍旗之事

一、敗軍の時作配之事

一、大将取除時之事、并敵ノ旗奪時心得之事

一、軍ノ利無之時旌収ル義有之事

一、敵ノ旗ニ矢を射立る時之事

一、旗ヲ給時作法之事

一、亡敵帰陣之時之事

一、籠城ノ時面々持口之事

一、旗旌、并旅竿仕立之事

一、夜ハ以火為幟事

軍敗要目集卷第九

旗旌

一、天子御旗之事

天子の御旗ハ錦也、亦綾にても仕立也、日月を織付奉り絵にも書也、武家の旗に日月の紋有へからず、朝敵退治の時、天子より綿に日月の御旗を將軍へ下贈る也、臨時の日ノ旗と申也、

一、朝敵退治ノ旗之事

朝敵退治の時可建旗、一番錦之旗 二番白旗 三番御紋ノ旗
以上三流也、口決、

一、粧軍之事

粧軍ヲホシルシと云ハ三軍の視目也、粧軍ハ幾程人数多なり共た、一本也、押前にも古ハ一番に粧軍押事、或正なれ共近代ハ大道具故ニ急の用ニ立かたし、故ニ粧軍を一本押残し、絵の跡に押也、

一、小符之事

小符と云ハ今の馬印の事也、將の御馬立処を人にしらせんか為に此符有、然れ共軍の大事の時分ハ大将の近に不置か故実なり、子細は將の居所を知る時は他の手に不働、直ニ旗本を撃故、国大事有之、又軍散して人衆を集る時は小符を目当にして集るもの也、其時小符拳様恵けれハ、敵付来るものなり、故に拳場地形見合、口伝、

一、旗守護、并古代当代旗指之事、付手索扣索杖等之事

旗守護役人雜兵を除て能キ兵五七騎計、并足輕等も警固付もの也、又旗指古ハ主人の仰ニまかせて誰にても務るなり、当世は旗の品カハリ輕卒さし申候、口伝、所詮心のおくれたると見ば此役をつとめさせぬ事也、

○旗一なかれに凡三人、是当代教旗の旗指也、出立亦ハ手索扣繩杖等之事、口伝、

○大しるしハ様子によりかわるへし、

○古代ハ吹流の旗にてしかも輕シ、馬上にて士立^レ之持様之品等口伝、

一、旗竿出入之事

出陣にハ蟬口を先^江出ス、帰陣之時ハ本ノ方を内^江可入、出門の時も先より出、又入門之時ハ本より入事なり、

一、旗旌行列、付川越之事

○旗奉行壱人先^江乘、此次ニ粧軍、其次ニ兩列ニ数旌押之、其次ニ又旗奉行壱人乗申候、非番当番の申合可有之、

○又將軍家其外人數甚多勢成、大将方円居三本有之も御座候、旗奉行三人有之候へ共、二人当番壱人非番の申合有之、尤行列又ハ勤方品口伝、

○行列不乱押様、口伝、

○小円居ハ是ニ引つゝき押事も有之、又行列の品により少々間有之儀も候、惣而小円居ハ大将ノ馬也、

○又川を越に繩越を用、其外介抱ノ役人有之ハ、尤上り場能処
可見定、至テ大事之川ハ替旗にて変化を仕候、重々口伝有之、

一、宿陣又ハ陣場旗立所之事、付入宿作法之事

宿並ニ御陣の時ハ、円居旗共將ヨリ先^江押来とも不可入宿、粧軍
本陣の向に押立テ待なり、鎗奉行足輕頭も皆如是、將御入宿の
後に惣軍皆可入宿、鎗ハ本陣の口を明て敵地の方へ立置也、旗
ハ押来る跡の方に門を掛て立也、粧軍昼ハ本陣の前に町中に立
置、役人又ハ守護に歩侍五人も十人も守之、夜は旗奉行の宿^江入
番を据、出入時吟味有之也、又陣場にて旗所何時も中門の両方
に立ものなり、陣取により少替有之、

一、長陣之時旗納様之事

長陣の時御旗をハ御旗屋へ可納、御旗を竿ニ付なからいかいつかミ
て蟬口へ納へし、其外面々の旗は帰陣迄其俣立置也、旗屋之事
古有之、

一、旗袋掛ル方之事

旗袋に納る時、懸る方有之、西東に可掛、南北を可着、旗竿同前
也、御旗に御酒献するには瓶子に可進也、

一、旗^江礼之事

御旗へ向礼之事、我右之方へ馬を引廻シ、左手綱をとり向へし、

一、敵ニ対シ戦地ノ善悪人衆随多少旗立事

戦地の善悪は衆寡懸待により心持替り有之、衆戦は平原広野に有
利、寡戦ハ險隘ノ地にて利有、懸軍は挑戦故に広野を好、待軍
ハ不戦して敵を勞するを求、この故ニ險難を良とす、又騎馬多
ハ好^江平原一歩兵ハ險阻をこのむ、是古よりの大方なり、雖然衆
戦にて險路も有、寡戦にて平原に戦も有之、其時見積り備の立
様、旗にて懸待の心持有之、口決、

一、於戰場旗の立様之事

此段は合戦巻に有之、

一、於戰場旗を進、又ハ立堅る時有事

戰場にて軍鑑旗奉行見積り相談して備立て押時、旗も同前に進
ハ、味方鋭氣つものるものなり、乍然悪敷すゝめは味方不慮の負
有、乱崩れ旗もめ、其時敵は鋭氣になり、味方勢気をつるもの
なり、しかる時備立直さんとしては、旗本いよゝ騒動する故
に大敗をとるもの也、故ニ地形を見定て敵の怠気を見、則ハ旗
を進、敵鋭氣なる時は立堅るもの也、

一、旗隠顯変化之事

旗は味方の脇目すふる事ハ不及申、敵人の眼も是によるなり、或
は顯し或ハ隠し或は多くし或ハ少くす、またいまたおよハさる
先登へ不意に出し候節に應して之ヲ退ケ左右にもす、皆以自由
をなす、変化かならず了解すへきものなり、猶口決、

一、旗手靡を見知る事

此儀見^{アラハス}ニ斥候卷^ニ一、

一、敵城へ乗込旗を立る事

城乗とる時、旗奉行早く旗を入る事肝要也、尤此見切大事也、入る時間有之、

○於城内味方つゞき、働の能場へすゝむ心得あるへし、

○同郭同士圍際にて外より見る所、すゝミたるとすミたると見ゆる所有へし、考へし、

○大手ヲ第一とし、搦手すミ脇虎口は場所によるへし、

一、相図旗ノ事

五色其外とても遠く見分安き仕立になして、此小旗にて万事の相図をなす也、其善別こゝに尽すことあたわさるなり、

○又謀に興味なくて是をなす事有之、狼煙にも夜の火にも有之、

一、船軍旗之事

船宮行列をなしておし行時、旗船用ることも有之、大田居出船に置事勿論之義也、惣して船軍に長過たる旗用かたし、心得可有之儀なり、船にて旗立処之事、船軍之巻に有之、

○常の船印用捨ハ大将の心次第たるへし、

一、敗軍之時作配之事

敗軍の時急は急に地形をミテ、可然所に少衆成共備を立堅め、粧軍にても旗にても拵よ、然れハ将の居所を知るゆへに、軍卒其所へ集るもの也、猶口伝、

一、大将取除時之事、并敵ノ旗奪時心持之事

大将取のく時旗立様、螺太鼓も皆敵の方へ向ながら大将の馬印を中二立、後陣を前陣に成様に可退也、又二陣を戦陣になる様に次第ノ立堅め可螺吹、又遠シ二三軍一先陣とす、是繰曳といふなり、口伝、

○若敵の旗を奪ハ大吉、さりながら陣中へ入城へ入る時は大悪事、国大敗ノしるし也、口伝、

一、軍ノ利無之時旗収ル儀有之事

勝利なくして取除時、様子により旗を蟬口の所へ取あげ除事有之、是ハ手軽くせんため也、

一、敵ノ旗に矢ヲ射立ル時ノ事

敵の旗にもし矢を射立ハ、かふとを脱、弓ノ弦をはつし、袋に納る也、敵より味方の旗に射立ル事あらは、則可合戦也、故実如斯、口伝、

一、旗ヲ給時之事

御旗を給ふときハ扇子を下にあて請取もの也、昼ならハ日を表へして請取、夜ならハ月を表にしてうけ取もの也、左の手を扇子

の下にあて、右の手にて骨要の方を持之、

合戦并足輕

一、亡敵帰陣之時之事

敵を亡し帰陣の後、三日御旗を不収、其まゝ置ものなり、

一、籠城ノ時面々持口之事

此段ハ事によりてなす事也、寄手の面々持口を替る事あり、其時ハ旗をハ入替ても先將跡に残すへし、又不替時旗はかり替て建ることとも有之、如是するときは敵と内通の矢文を不射故に別心なし、敵味方共若逆心の者と疑あらハ、持口をかへ旗斗跡に残すへし、然らば敵前ノ者とおもひ、相図又矢文などを可射、其にて知るもの也、乍去偽之矢文射事も有、知虚実儀大事なり、

一、旗旌并旗竿仕立之事

此儀習品々有之、別卷に記之、

一、夜ハ以火為幟事

夜陰にハ旗不見、依之円居提灯其外提灯しるしをなして此用を達す、術火統松火繩に至るまで約を定め、是をミテ事をなすハ其心皆ひとし、

一、知戰場知戦日事

一、戦前物見、并軍鑑見切之事

一、矢始之事、付方違之矢射事

一、臨戦正兵奇兵ノ行、并備之立様、螺太鼓次第之事

一、備槍立処之事

一、合戦ハ分合之變ヲ専ラ可用事、付翼竜破軍之行之事

一、敵之備鋒矢形亦ハ斗笥形、或勝色備ニ押来ル時之事

一、押来ル勢衆分ツ行見知事

一、**闕**之軍兵区々ニ可成模様見ユル時ノ事

一、於他国及軍時刻之事、付武者埃之事

一、陣場ニテモ押道にても大霧之降時之事

一、敵ハ善キ陣場ニ居、味方ハ悪鋪陣場ニ有之時ノ事

一、因地形料敵制勝ト云事

一、一番二番之備被追立候時、三番備旗本ニテ守返シ候事

一、味方勝軍ニテ人衆多ク討レ候時之事

一、敵地^五入敵味方互ニ不依存俄ニ戦有之事

一、及合戦候時下馬不仕勇士之事、付三ヶ条目驗之事

一、先手ハ鋭氣ヲ以進時モ自然後崩有之時ノ事

一、敵**闕**鎗前双方相シラム氣有之時之事

一、敵陣^五加勢来候時合戦可仕心持之事

一、陣中^五夜々伏兵ヲ出置事有之、此時他ノ手ヨリ始ニ出タル躰ノ者

敵欺ト疑あやまち可有之事

軍敗要目集卷第十目錄

一、隣国或近辺大将誇リニ勇力ニ自身働有レ之を討取事

一、俄ニ敵働來時驀先ニ乗出シ候時心持之事

一、度々雖武功有之对他ノ大将推參不可言事

一、谷間細道森林ニ人衆引入候時、敵必付來リ候時之事

一、阻ハタニ切所ヲニ敵ニ相向時卒尔ニ不懸事

一、大将取退時旗立様之事、付纏引、并退口後殿ノ時矢筈之事、又一人後殿心得之事

一、於敵地只一騎使遣候時心得ノ事

一、大事之場所ニ而殿ノ將ニ向テ此方ヨリ人衆揚ニ參候將言葉ノ事、并人衆揚様之事

一、野合戦ノ時及日暮兵ヲ揚退ク時ノ事

一、敵地境目ニ砦付城仕人衆篋置、依時宜入替候節心得ノ事

一、無功成大將敵闕可有合戦際ニ前後左右備ヲ替ル下知ハ不覺也、并是ニ類シタル下知時節有テ用之事

一、総大將年若ニテ任血氣敵肌近ク乗込様子御覽之時先手物頭心持ノ事、付大将敵城巡見ノ時狭間ヲ射閉ルノ事

一、夜懸朝驅ニハ大風大雨ヲ用、付大雪大風雨ニ遠路不可押行事

一、敵川ヲ越時闕会尺之事

一、大河ヲ渡ス人馬綱越竿越ノ事、付馬筏之事

一、船越ノ時人馬乘申積之事

一、山戦之事

一、敵地ニテ人民小屋上リ仕リ居候所へ小屋落ニ參候時作法之事

一、敵地ニテ刈田仕事有之、此時作法ノ事

一、陣中諸人ノ以ニ言語ヲニ敵味方共知ルニ勝劣ノ相事

一、就テニ勝負前後位ニ引古人語ヲ論スル事

一、足輕五位ニ組立様之事、付足輕太鼓之事

一、足輕縱横分合之事

一、鉄炮弓槍三段足輕心持ノ事

軍政要目集卷第十

合戦并足輕

一、知戰場知戦日事

良將は戦を好給ふにあらす、又厭給ふにあらす、たゞ天命にまかせ弓矢を取、其正中をはつし給ハぬものと申伝候、此所におおて戰場戦日決せる味有へし、

○敵味方互に人数一二万以上を卒して場所を見立、合戦をなすは本戰場といふもの也、如此の時は先手、二ノ手、前備、脇備、旗本、ハ備、後殿備、遊軍備など、悉くかねて可被相定候、手数行列押前より拍子揃て、段々如法令場所に至り、已に戦におよぶ迄其手筈合候を良将勇士の能軍令と申候、此儀尤戰場日を知るに有之、

○乱世にハおもひはからざる事多くして、不意に加勢の大將途中を妨る事有り、敵より伏兵を出し置か、隘路へ人衆少々出し置礙か、此所あけてかそへかたし、如是の所より先手の物頭士大将小迫合始ることあり、是ハ出戰場とハいはす、迫合又ハ足輕迫合など、申候、乍然如斯の義も互に味方の惣人数つ

ゝき候へハ、本大将の駆合ニ及ふ程の儀に至る事も有之、かねて定かたし、尤大将の会得あらかしめ可有之儀也、

○敵味方の様子、地形の品により大概定格知らるゝことあり、又変格有之事油断すへからず、重々口伝、

一、戦前物見、并軍鑑見切之事

此物見の場は、已に敵も味方も合戦可有之場へ備を押しして相望時の物見也、互に斥候武者乗廻りて見積る儀なり、両軍可相戦場をはかり、其内の地形の利不利有之時、心得可有儀なり、また敵の備の色、押様のいきほひ、備数人衆之程、如此之儀肝要の旨を見定て可告之、此上に軍鑑乗出乗廻し、弥其趣を決して先手に達し、本大将も会得有之様に相達するもの也、此儀筆頭に難述尽、合戦至極の大事也、

一、矢始之事、付方違矢射事

矢始と云事、昔ハ必有之候、近代はしいて此儀に不泥候、さりながら古法故、其所あらまし記置候、

○向敵矢入之事、陣場にて備合候時も、又向レ城^ニ候而も同断、古法にハ矢拵尤有之候、口伝、急軍の時は一軍におひて弓の義を存たる射手ニ被仰付候、敵陣にむかひ矢を放候に、何ニもさへらす敵の陣中さして落着候へハ、敵の凶事^闕の吉事にて候、若敵より如此仕たる時ハ、其矢を取て敵の陣へ早々射返し候、秘事ニ而候、此儀重々口伝、

○方違矢射候事、此儀尤良將の泥給ふ義にあらずといへとも、諸

卒の気を転する為に用る事有、依之古書之趣記之、

○南に向ふ時ハ乾へ可射、北斗へ向ふ時ハ南へ可射、西二向ふ時は東へ可射、東に向ふ時ハ坤へ可射、丑未辰戌方ニ向ふ時ハ北方へ可射、是ヲ流矢といふ、口決重々、

一、臨戦正兵奇兵之道、并備ノ立様、螺太鼓次第之事

凡軍勝ノ利は奇正の道の外無御座候、此幽理備を調る所に有之、しかも応^{シテ}変^{シテ}両端大功をなす業也、尤大将たる人能心得可有儀也、

○古今合戦の撰様は品々替るといへとも、奇と正との二ならてハ無御座候、大抵正兵とハ行列を調へ、旗鼓を正しく法を守て静に進むもの也、奇兵とハ不意を出すものなり、其変する事不^レ可^ニ勝^テ言^フ、其神なる事不^レ可^ニ勝^テ測^ル、兵法曰、居^テ近^レ待^レ遠^テ以^レ佚^テ待^テ勞^ヲ變動無^レ常因^レ敵転化^ス、不^レ為^ニ事^ノ先^ニ動^ニ而^チ輒^チ随^フト云々、爰ニ待^レ變成^レ懸^ニ之位^{アリ}、備其形多といへとも、先以^レ正整^ヘ法^ヲ前^ヲを本とす、是援軍我より求^ル戦^テ時之大抵なり、

○凡両軍相望て合戦におよぶ時、先軍鑑、団取、旗奉行と示合せ、戦の場を見定て旗を立堅む、さて弓銃之輕卒を遙に先へすゝめ出し、両列に二段ニも三段にも立テ矢軍を設け合せ申候、此節弓頭鉄炮頭心持有之、弓銃組合やう有之、重々口伝、其内ニ一備切二馬よりおろし、馬をハ遙に後殿ニ遣し、馬取を乗せ置、是もミたれぬやうに置、武者と不^レ可^レ交^{ラス}、甲士を前に歩卒を後に立、左右前後の備を堅め、老兵弱卒をハ中

一、備鎗立所之事

合戦前は大將の前に横に立申候、鎗奉行兩脇に乗馬仕候て下知仕候、

一、合戦ハ分合ノ変ヲ專ラ可用事、付翼龍破軍ノ行^{ラタテ}之事

備のはたらき分合の変肝要之儀也、譬ハ百騎内外の小人衆にて大勢に向ひ候時、備の作り様、一備に仕能とも二備にいたし候而能共難申候、依時宜一様に無之候、惣して武者の大方分合ノ変を兼て定置、敵に分を見せ候て、戦に及て人衆をあハせ、如是奇変を以て得勝利也、兵法曰、変者在^二合軍之間^一勝^{コト}、在^二未戦之機^一云云、少人数を以多人数を打、実を避て虚を討、不意を以て勝を取事肝要なり、

○翼龍破軍行と云ハ、譬ハ敵五手に備を立て向ハ、**関**ハ三手にありとも分て五手となし、相向処を翼と云也、合^レ軍入^レ槍時、五手をひしと一手に丸め、敵の左へなりとも右へなり共、時のいきほひ地形のもやう、次第進懸り急に突崩すへし、是を龍と云、少を以て多に勝^{テタテ}行也、翼とは鳥の兩翼を張義、龍とハ変する儀也、口伝大事、不可疑、

一、敵ノ備鉾矢形亦ハ斗筭形、或ハ勝色備ニ押来ル時之事

敵鉾矢形に押て掛る時ハ、**関**の勢を兩列に分ケ備て待へし、敵す^レミかぬる事有へし、礙而さかひのいきほひをミて味方一ツに合て可^レ懸、

○斗筭形に押来る敵、その内一方頬に動こと有へし、不動手先へ

軍に置、凡隊を立る事、左右その間十歩、前隊後隊其間二十歩、或ハ三十歩先鋒の隊を進る事、五十歩遊兵をハ馬より不^レ下^サ後陣に隠す、行列定て的陣の螺一声ニして悉く鎗をとる、螺四声する時悉く跪座ス、此時弓卒矢軍を収、左右にひらく、螺六声する時悉く立、螺七声する時太鼓を一声合せ撃て関ノ声を揚、三度打三度揚て、先鋒一備静にす^レむ、太鼓一声足三足、此内中軍後軍に立つ斗にて不動進、如此して敵の変を見、兩軍の勝色負色、端的の見当、天官時日の向背、風雲、氣候甲乙の塩合を見定め、大方敵人の至る事、六七十歩の内を料て軍鑑団扇を振る時懸り貝を重て吹懸り、太鼓を重ね撃て**鬘**^{ドツ}と懸る時、中軍後軍進ミかゝる、奇兵の遊軍後より出て脇鎗を入、左軍右軍に位あり、三ツ物造りノ口伝也、惣体如^二堅甲ノ備^一先鋒進無時、中軍旗本不^レ動動キ進ムとに位有、戦變して大事になれハ、左右休息したる弓銃ノ卒射立かゝる、猶大事なれば抑太鼓にて座して休る也、不^レ動如^レ山ノ云は此時なり、時に中軍旗本入替て戦ふ、奇兵ヲ以正とし、正を以て奇とするとは是也、初の備ハ正を先にして奇を後にす、働におよふ大法も先以正ヲ進ミ、以奇勝といふ義なり、後の行^{テタテ}は奇正相變の術也、如^{ナレ}是則ハ不勝といふ事なし、敵の変に応せんか為に、先正兵を前にして奇兵を後にす、或ハ奇兵を前にし正兵を後にす、正を奇となしてつかひ、奇を正になして使て敵の来るを迎へて隙をうか^レひ、虚を撃奇正の変^{ナレ}可^レラ^二勝^テ窮^ム一也、

闕備を二ツニ成てかゝるへし、斗筭形とハ左右へ長く文字ニ

押をいふ、是ハ大方也、其時に至て大將軍鑑の見積り肝要也、

又左右之内たすけの附たる方へかゝるへし、真中へ不可懸、

重々位有之事ニ候、口伝、

○敵勢勝色備に押來る時は、**闕**ハ鉞矢形に幾手も備を分て奇正を合てはりつゝくへし、

一、押來勢衆分ツ行見知事

大勢一手に押共、軍奉行左右の手先を屈ルハ、中より分へき也、手数甚多とも、左右の手先を軍奉行乗回は一つニ可加也、

一、味方軍兵区々ニ可成模様見ユル時之事

如此ノ時は、諸勢を馬よりおろし、芝居にしかと可置、然後軍鑑行ヲナス、是鎮様の定格也、

一、於他国及軍時刻之事、付武者埃ノ事

於他国及合戦時刻考之事、午ノ刻より後軍すへからず、卯辰巳午ノ刻迄を專一とす、殊敵の城際の軍不_レ可_レ及_ニ日暮_一、但端当勝負ノ見当肝要なり、右ハ大抵ノ法也、并五里ノ外働其日軍すへからず、必越度有之者也、

○押來備武者埃六七間跡にたつて軍勢見へすき、埃のなきハ破軍の驗也、此段ハ敵味方共可為同事也、殊に下立て押來る時、

武者ほこり軍兵を真黒に押つゝミ、ほこり六七間も先に立、押かゝる事あらハ必可勝驗也、

一、陣場にても押道にても大霧ノ降時之事

如此之節、大霧の時ハ必大事有之ものにて候、用心肝要ニ候、陣取の時、霧深く候へハ急にかゝり、戦十二七も可為勝利候、乍然敵陣密ノ待設たる所へ其弁もなくかゝり候へハ、**闕**不慮に越度有之ものにて候、表よりかゝり、扱又脇道より人数を廻、後よりかゝり候へハ、敵驚き騒ぎ候所へ表よりどつとかゝり、切崩れ必定可為勝利候、又押道ニは大霧の時不慮に敵に相向ひ候時ハ、急に懸り候得は必勝申候、口決、

一、敵ハ善陣場に居、味方ハ悪キ陣場ニ在之時ノ事

如是の時、味方可避方無之節、合戦仕様之事、備を進戦に造り死戦に仕候へハ、必勝申候、急に一途に戦ふ時ハ、勝軍に見合せ戦ふ味にては負るものにて候、善く兵を用ル者、兵を死地ニ置心知るへき也、

○又如此之時、敵にうたかハする行良将なす事なり、重々口伝、

一、依_テ地形_ニ敵ヲ料リ制勝ト云事

総テ險阨遠近を計ハ、上將の道也、勝敗の眼目たる事観すへし、凡_レ処_テ軍_ニ相_レ敵_ヲ山を越、谷_ニ依_テハ高_ニ二_レ処_テ、_ニ隆_ニ二_レ戦_テ登ルコト勿_レレ、此_レ処_ニ山之軍也、水ヲ渉ルにハ必水を遠さけよ、彼水を渉て來らハ、是を水内に迎ることなかれ、半ハ渡らしめて可討、水に近_テ彼を迎ることなかれ、味方高場の地にあつて水のなかれヲハ迎ことなかれ、此_レ処_ニ水_上ニ_一軍也、_ハ絶_ニ二_レ斥_沢ニ_一唯

速に去テ留ル事なかれ、若軍を斥沢の内に合せハ、必水草によつて衆樹を背にせよ、此処ノ斥沢ニ一軍也、平陸ニハ処ニ一軍也、高ヲ右ニし後にし、死を前にして生を後にす、此処ニ平陸ニ一軍也、軍ハ好テ高ヲ悪ム下ヲ貴テ陽ヲ賤シ陰ヲ養テ生ヲ処ハレ実ニ軍ニ無シテ二百ノ疾ヒ一、是ヲ必勝ト云、丘陵堤防必処ニ其陽ニ而右ニ背ニス之ヲ一、是兵ノ利地ノ助也、又上雨降テ水沫来る時涉らんと欲せハ、其定ルを待ヘシ、地形利を得ず、害ある所をハ必速に去テ近づく事なかれ、我ハ是を遠さけ敵ハ是に近づけよ、我ハ迎之敵ハ背シ之、敵近而静なるは其險を恃むなり、遠して挑レ戦ヲ我をして進め出さしめむとなり、衆樹動者来也、衆草障多ハ疑兵也、起ツハ鳥ノ伏兵也、獸ノ駭ハ覆兵也、塵高して鋭なるものハ騎馬の来る也、卑而広ハ徒来也、散而條達樵採也、少而往来スルハ営軍也、辞卑而備を益するハ進也、辞張シテ進懸ハ退也、弁約而請レ和者謀也、鎗ヲ杖ニして立者ハ飢也、汲而先飲スル者ハ渴スル也、見利不進勞也、鳥ノ集ハ虚罟也、夜呼者悠也、軍擾ハ将不重也、旌旗動クハ乱ル、也、吏怒者捲也、殺馬聞食スル者軍ニ無糧也、懸レ甌不返ニ其舎ニ者窮寇也、屢賞スル者窘也、教罰スル者ハ困也、先暴而後其衆ヲ畏ル、者ハ不精ノ至也、来テ委謝スルハ休息セント欲する也、兵怒而相迎久而不合、又不相去ニ必謹テ察せよ、兵ハ益多キ兆貴武ク進ム事なしといへとも、力を合せ敵を料テ人を取り、勝事を制するに足ルもの也、夫惟慮なくして敵を易ル者、必人ニ擒にせらるゝもの也、

一、一番二番ノ備被追立候時、三番備旗本にて守返候事

一の手二の手追立られ候共、三番備旗本にて守返し候事、此時ハ奇兵を変して正兵となし、正兵を変して奇兵となすと云義肝要にて候、如此の時遊兵を専に用候、縦先備二ノ備被押立候共、三番備旗本折敷堅く怵へ、遊兵脇鎗を仕候得ハ得勝利候、軍ノ肝要ハ奇正の変と遊兵とに有之事ニ候、

一、味方勝軍にて人衆多く討れ候時之事

闕勝利の軍にも人数多く討れ候事度々有之、如此の時ハ敵を遠く追不申候、此ヲ追事不退百歩と申事此期にて候、人衆を早く引取堅く備て切所を構へ、陣取候而用心密々候へハ、敵夜駆をも不仕候、味方の陣場に切処ノ利無之候共、蟠を置用心仕候得者、敵さ하라ぬものにて候、

一、敵地へ入敵味方互ニ不依存俄ニ戦有之事

敵地へ働入、敵味方互ニ鋭気隋気を見、行ヲなすへきと有之内ニ敵も味方も不存、寄軍有之事度々有之、総而工ミもり付たる様成軍ハ稀なる事在之、不慮之合戦多きものにて候、此時ハ何方にても油断有之方負ニ成申候、兼而其心掛仕、不慮出来候ハ、如此可仕と分別有て、兼而法を被定、其上工夫仕候得ハ動転無之候、加様之時周章卒尔に備をミたまぬ物にて候、軍懸合之出来たる所へ加勢の備を一備も二備も出し、残る備ハ堅ク備て、敵の乱たる所を見切てかゝり合戦仕候へハ、得勝利申候、敵も其覚悟いたし、備を乱し不申候へハ、軍の勝負無之ものにて候、是を持軍に終ルと申候、兎角油断有之、周章候方負と成申候、

利而誘之乱而取之、本文加様之節も出合申候、常之法正敷危難
ニも騒動無之、軍令備法第一之事也、

一、及合戦候時下馬不仕勇士之事、付三ヶ条目驗之事

此時下馬不仕勇士、尤大将ハ不及申、軍監、軍曹、物頭、并使ノ
役人下馬不仕候、総して下知の役人下立候てハ、用ニ立不申候、
但弓鉄炮之頭下立申候、城攻などの時も惣大将軍監下立ぬもの
にて候、又城責に人衆揚退候時、致下知とてハ軍鑑使番も下り
立申候、合戦の時ハ軍鑑ハ有無に下り立不申候、但不慮に及敗
軍候時、人数を押留候節ハ、軍鑑も下り立申候事御座候、敗軍
之人数留候に、軍鑑使番下り立と不下立時刻の場合ニ候、敵強
く味方隋氣附候て崩んと見付候時ハ、軍鑑も下立、惣人数を折
敷するものニ而候、乍然時ニより候、一樣にハ不被定候、軍鑑
ハとかく卒尔に下り立ぬ事にて候、又敗軍候而人衆区々に退候
時ハ、軍鑑使番下り立候て下知不成ものにて候、騎馬にて乗廻
し致下知候、其時の詞に大将の馬印を目当にして集り候得と下
知仕ものにて候、惣而敗軍の時三ノ目付と申事、諸人に教へお
く事肝要ニ候、能得心仕候へハ、敗軍候ても頓而立直すもの
にて候、三ヶ条之目付候、

○大将に目を附ル事 ○我刺物に心を付ル事
○追来る敵に目を付ル事

大将の馬印に目を付候へハ、大将の御座候所へ人衆集り申候、我
刺物に心を付候へハ、刺物落たるか不落敷覚へ、もし刺物落候
へハ討死を極む、尤諸人の見候所を恥て返し合るもの也、追来

る敵に目を付候て退候へハ、敵の追留るを見定返し合るもの也、
これを見されハ遠引を仕、恥辱をとるもの也、

一、先手ハ鋭氣ヲ以進時も自然後崩有之時之事

先手ハ鋭氣に進ミ候得共、乍然裏崩仕る事有之ものにて候、是ハ
大将の越度也、大将軍鑑一軍之納様能候へハ、裏崩なきもの
にて候、但備数十手も十五手も候而、其内不覚悟成物頭一手も二
手も崩れ候共、崩れ候手ニハ一切か備ハすして不崩、手を悉折
敷せ候へハ、自ら備堅く成ものにて候、其崩たる人衆も返シ候
而、備を立直すものにて候、但逆心の備有て引崩す事有之もの
にて候、左様之時も折しき堅く怵候へハ、持軍に成ものにて候、
無了簡裏崩出来候ハ、急に大将旗本の備を地形能所を見合、
引取堅く備候へハ、諸軍旗本集り不負ものにて候、不慮に先手
崩れ候時も、二ノ手三ノ手次第に折敷堅く備候へハ、勝利
をうるもの也、

一、敵鬨鎗前双方相狼氣有之時之事

只今鐘を合んと望候時、双方相狼仕義、度々有之ものにて候、如
此の時ハ甲乙の塩合を見候て、鯨彼の声を咄と作り懸り、太鼓
掛り螺を以急ニ懸り候へハ勝事にて候、惣而軍ハ本心を以堅如
斯氣を以勝と申事は二て候、又弓銃を拵へ急に打懸ケ、敵の備
駭く所懸り候ても得勝利申候、或ハ奇兵敵のおもひよらざる方
より出し、敵勢色めき乱るゝ所へ強くかゝり候ても得勝利申候、
付敵方先如此の仕懸候時ハ、太鼓ヲ不合して怵へ罷在候へ

ハ、敵狼ものにて候、其時闕より咄と闕を作り急に掛り候得ハ、得勝利申候、是を甲乙の塩合と申候、待變成懸ノ位共申候、主ヲ変シテ客となすの心持も加様之時に取合申候、又敵の方便に引退候事有之、偽テ引候歟、実ニ引候歟、見合肝要ニ候、偽テ引候敵ハ難去、或ハ旗など足の重き物共を先へ退ケ、馬武者足の軽き者を跡に立て引退ものにて候、是を帰師と申候、付送らぬものにて候、弓鉄炮歩騎一つニ成て退候敵ハ、大軍にても附候へハ崩るゝものにて候、此実偽を見分ケ附送り候、又敵良將にて伏兵を置、態とらつしもなく退き引懸ケ撃事有之ものにて候、韓信垓下の謀是也、日本ニても景虎信州雨宮と云所にての行も是也、総而敵狼退候時、味方第一の敵の心持ハ、敵の大將の善悪をかねて知る事肝要に候、敵の大將良將にて、軍監物頭なども功者有之候て退候時、伏兵を置、態と備を乱して引退ものにて候、利而誘之乱而取之と云行ニて候、如是の敵に卒尔につかぬもの也、此時も又行有之事ニ候、閑ニ付送り、或ハ敵ノ地ノ利近く成て心安くおもひ候時、敵の備来ヲ伏兵も起て帰ルものにて候、其時刻を見付懸り候へハ得勝利申候、敵の大將軍監ノ善悪をかねてより目を付る事肝要ニ候、或又敵引候道ニ切所なと有之時、切所より前にしてかゝらぬ事ニ候、敵の人数切所を半分三分二程を三分一残り候時分、急ニ駆り候へは、必勝の期と申伝候、川越之時之分別も同前也、或又敵退候時、足軽武者ヲ以て追せ候テ、敵の善悪を試てうかと返し候ハ、懸て打事尤ニ候、

一、敵陣へ加勢来り候時合戦可仕心持之事

如是の節、合戦の心持ハ加勢に来り候人衆遠路を来る歟、又ハ一日一夜二十里も十五里も掛来候草臥候ハ、急に掛て合戦仕、可為勝利候、又大軍にて加勢来り候ハ、地形之利を見て味方堅く備候而、三時も四時もこたへ候へハ、遠路掛り来り候敵必鋭気ぬけ候て、草臥候ものにて候、其時随気を見届、不レ恐ニ大軍一ヲ掛て戦候得者可為勝利候、加勢の人数にかきらす、对阵の人数も此心持肝要ニ候、近に居テ遠ヲ待、以レ使待レ勞ヲと申事、かやうの時出合申事ニ候、付加勢ニ参候時心持之事、行テ千里ニ不ル、レ勞セ行ハナリニ於無キ人地一と云、古語ノ口伝有、城の後詰の加勢、道の遠近にて一様にハあらず候、遠路の加勢ハ如常備押にて段々ニ押付候、敵を見懸り候時の方便非一様候、気転次第二候、近路の後詰は急に乗付、夜の内曙ニ仕懸候へハ、必得勝利候、遠路の加勢ハ正兵、近路の加勢ハ奇兵ニ仕候、

一、陣中江夜々伏兵ヲ出シ置事有之、此時他ノ手ヨリ初ニ出タル艱ノ者敵歟ト疑アヤマチ可有之事

出陣中夜々伏兵ヲ出シ置事有に、他の手より始に出たる艱ノ者帰る時、敵の艱歟と驚き疑て、味方討をする事度々有之もの也、かやうの節必静り卒尔に起立へからず、鏑の相印能々見定テ起立へし、若又鏑の相印なき事も有ものなり、合言葉をうけて起立へし、惣シテ毎夜旗本より誰何を出すもの也、毎日相詞をかへさる時は敵に知らるゝもの也、鏑の相印をは敵まなふ事有、相詞毎夜かゆれ候はてその変はかりかたし、

一、隣国或ハ近辺ノ大将誇勇力自身働有^テレ之討取事

如是の大将勇力にほこり、自身兵具を執て乗入、勝負の手柄を好む人有之、かやうの大将を討事容易也、朝午晩を不定、足軽武者ヲ以て数度乗込をすへし、敵の將乗出す時はかけ合する体をして乱すへし、かやうニする事度々に及んで二三ヶ所に伏兵を置、未明に打立、如前深々と敵城近く乗込をすへし、如前度々得利たる大将乗出す時、伏兵の所迄引掛、伏兵の起とひとしく返合、掩^{音ノッ}狹、て可打之、必打取時節也、伏兵二三ヶ所に置事ハ、敵の惣人数懸り来る時の為也、又引受の衆とて味方の惣人数も可押出、如是はかる時は付入ニ敵の城をとる事多し、

一、俄ニ敵働来ル時驀先ニ乗出シ候時心持之事

にわかには敵はたらき来る時、驀先ニ乗出シ、味方の人衆不統によつて敵前に撃へ、前渡りしたるハ見苦敷もの也、**閱**五六人程乗出し、敵前に撃へ居たる所へ乗付、詞を懸、其俣乗入勝負をしたるにして見事なるものなりといふ、又或云、心掛たるものは陣中にて昼夜馬ニ鞍を置いて、待敵出ると聞時ハ驀先に乗出し、味方不統内敵前を見合乗廻し、味方の統を見て乗入可勝負、必先は先に成もの也、跡より来る者先に成といふ事ハ可稀といふ、或人は評シテ曰、武道の事必不可守一隅、時により人によるものなり、年も閑人衆おも、^{アツカラ}刷者ハ、先驅はやり不似合手若く人数おもふる者、見合之分別不似合、如何やうにも心懸、先を稼に所を人に見知らるゝ嗜肝要なり、仮令若年のものなり共、

人衆を預り麾をも臂に掛るもの、先驅はやりハ沙汰のかきり也、又人衆を預り年たけたる者なり共、他ノ衆と立合勝負の時、先能人数をあつかひ、勝負の端的に至てハ士卒大将のわかちなく、先ヲ驅他の衆を越分前守ノ守也、往昔熊谷平山一手濃大将たりといへ共、一二ノ驅を争事、武士の手本也、人により時による事、能々覚悟すへき也、

一、度々隆有武者戦他ノ大将推参不可言事

度々武功之士といふ共、他の大将に対し無慎推参なる行いふへからず、恥辱をうる事有ものなり、必打死するものなり、無^{トキ}キハ遠慮、則必有^ニ近^キ憂^ト云事、聖道なきならず、権道にも時々刻之、此趣有之儀也、

一、谷間細道森林^江人衆引入候時、敵必附来り候時之事

両方大山の間、或谷合、細道、長繩、手細堤、或は左右ふけぬかり、或森林の内へ人衆引入候時、敵必附来り候、如是の節、法を不存不切成まゝ越度有之事ニ候、斥候の兵罷帰、加様の地御座候と言上仕候上、前廉に物頭共に法を被仰付、処々により備の作り様、人衆の押やう被仰定候、惣して分合の変無得心ノ劣将、合戦の儀は不及申、万事ニ越度有之事ニ候、譬ハ山のあわひ谷、右ニ如記ノ地へ人衆引入候時、敵付来候故、跡大事にて候、着到ノ時は備の数如何ほとにても惣を三備に仕候、切処の際にて一備ハ跡に残り申候、二備ハ小荷駄、并足重成者を先へ遣シ、惣人衆馬より下り立、乗馬をも先へ遣し、切処の内を参

候、残而一備進戦の備に作り、切処の入口の左右に弓銃の伏を置申候、其上最前の二備、切処の内を大方押切可申と存候程を弁へ、残り候備も縛引に仕、切所の内江引入申候、何時も切所近所にてハ三物作り之備に仕たる能候、是ヲ離れ物と申候、惣而敵地江入、山谷の狭キ処の道などに人衆不被立もの二候、如此之儀、古人數云シテ置事二候、大將軍監、并物頭等可心得事肝要二候、

一、**阻切所而敵ニ相向時卒尔ニ不懸事**

如斯の時卒尔に切処を越て不可駆、味方雜兵又ハ物見の者數十人遣し、敵を見てそろく可_レ趕、如此する時ハ敵の中に強兵利ヲ不知者、五三人も切処を越て可_レ追來、其に不取合可_レ退、必此敵の備切処を可_レ越、三分一程人衆切処を越へたる時、返し合急ニ可_レ付、必得勝利もの也、示_レ弱_レ用_レ強_レ又弱用ル_レ有、強施ス_レ処有と云是也、如此の時は敵知て猥に不可_レ追、其覚悟をして追之時ハ、敵返シ戦ふといへ共、味方不驚不乱、是又知彼知己者也、

一、**大将取除時旗立様之事、付繰曳、并退口後殿ノ時矢衾之事、亦ハ**

一人後殿心得之事

○此時旗立様、旗を敵の方へ向て楯を可_レ備、
○大将の馬を中に立て先陣を後陣にかため、後陣を先陣になして動シ、退ク道を開き、備を立て三陣を通して跡をうけとり、又三陣道を開き、備を立て後陣を通し、跡を請取、備を入替

る処ことに伏兵を可置、是ヲ繰引と云、如此して取除時は敵付る事不成もの也、

○退口殿の時、或ハ足輕合ノ時も、地形により弓銃所の狭き備におゐてハ、段々立て射させ候ハんと仕候へハ、先に立置候、足輕勢に中り候故、跡二段三段に立候、弓銃放候事難成候、此時矢衾と申事、口伝、先に不構跡二三段に立候、弓銃も自由_レに放申候、

○老人殿仕候時、返し合怵候処引取候時ノ心持、并懸引三ノ目付肝要二候、惣して敵に向ふ三忘之事、家ヲ忘_レ、親妻子ヲ忘_レ、向_レ敵身ヲ忘_ル、事尤二候、三ノ目付之事、前段二記シ申候、

一、**於敵地只一騎使遣候時心得之事**

於敵地一騎脇道などへ使に先へ遣候時ハ、弓足輕一二人も副候ものにて候、心持有之事二候、口授、

一、**大事之場所ニ而殿ノ將ニ向テ此方ヨリ人衆揚ニ參候将言葉之事、并人衆揚様之事**

人衆揚る所、或は切処、或日暮敵慕送て大事可出来時、後殿の物頭行悪して手負死人數多出来するに、惣大将の仰にて彼殿之衆入替り揚る事、功者たりといへとも、其人一人にてハ挙る事ならざるものなり、我かつかひ入たる人衆を連てゆかざる時ハ、埒明ぬもの也、加様の時殿の將に向て大将入替よく、御下知なりといかぬものなり、仮令うち死するといふ共、殿の将入替ら

ぬなり、如此の時は殿の將に向て、惣大将の御下知多、或ハ日暮、或は切所拏処大事也、縛引可然との御意ニ候といへは、容易入替ルものなり、入替行弓卒を左右ニ伏置、馬上ニ三十騎の至、五六十騎百騎にても敵の人衆を見積り、道の広狭を計り、急に乗入颯と引取へし、敵したひ来らハ、左右に伏せ置候弓可ニ射立一、如是する時ハ、敵此方ニ行有と知て送りしたハさるもの也、

一、野合戦時及日暮兵ヲ揚退時之事

野中におゐて戦日暮に及んで兵を揚る事大事なり、卒尔に揚る時は敵不放、夜ニ入てかゝり崩すもの也、かやうの時は左右より惣弓を一度に鞞掛^{イカゲ}、其拍子に咄と懸て速に可挙、惣して敵闖入乱れたる時、人衆揚る事古今むつかしき儀に沙汰申候、古法之挙様、大方前後に記し申候、又近代去ル人の人衆拏候物語有之、北条早雲より三代目の時とかや、下野国端にて野合戦有之、日暮かゝる時分に敵味方入乱れ、互ニ物別れなく難儀之節、江戸但馬守と云勇者、鉄炮足軽百五十計召連参、敵味方入乱れたる中^江から鉄炮ヲ打込せ候得者、敵ハ敵味方は味方と分り候、中へ馬を横さまに乘入、敵味方共に敵キ分ケ、弥鉄炮打せ候得者、速に物別れ候となり、尤品々可有之事也、

一、敵地境目ニ拏付城仕人衆籠置依時宜入替候節心得之事

敵地境目に出附城なと仕、人数籠置、依時宜人衆入替候時、敵かゝり来り、度々越度有之儀ニ候、無功成大将夜中に人衆入替

候事、必可有越度候、夜明離れ敵に向、一手も二手も急度備を立、其上城へ入候、人衆城際まで押来り候而、城中の人衆入替り申候、尤夜中に人数入替ましきにもあらず候、重々心持有之事ニ候、不可無口授、

一、無功成大将敵闖可有合戦際ニ、前後左右ノ備ヲ入替ル下知ハ不覚也、并是ニ類シタル下知時節有之作配ノ事

無功成大将敵味方備を出し、只々合戦可有之際に、前軍後軍、或は左軍右軍ヲ人衆入替候へと下知有之事、人衆をも作法も不案内之儀也、入替候にハ時分有之事ニ候、たとへは明日の合戦に先を仕たる人衆草臥可申候間、明日之合戦にハ跡の手先を仕候へと、其晩に翌日の先手を被仰付、明日ハ誰手と誰手は入替候へと前夕ニ被仰出、或は朝合戦に胃を持候間、其手と其手と入替候へと、夕合戦は朝合戦戦過候と、其俣御沙汰之事第一の軍法にて候、又其際に加勢来り候ハ、遊兵に仕、合戦初り候と横鎗を入させ候事、尤之義に候、又手数多キ内に一手も二手も逆心疑敷事、其際に大将被聞召附候ハ、其手ニ合戦の先を被仰付、二番備三番備に心を合せ、合戦を被始尤ニ候、付先勢随^ダ氣付たるにより入替候へと、無味ニ被仰出候者、二手も三手も敵に向、備ヲ堅く持、其上にて隋氣の付たる人衆入替り申候、此節必勢中もめ候ものにて候、其時敵より掛り来り候得者敗軍仕候、譬ハ足軽ヲ五百入替候共、右之心得肝要ニ候、

一、総大将年若ニテ任血氣敵肌近ク乗込様子御覽ノ時先手物頭心持之

事、付大将敵城御巡見ノ時狭間射閉ル事

惣大将若輩ニテ自然敵肌近く乗込、敵軍の様子御覽之時、先手の物頭第一心持有之候、弓銃の者を五十人も百人も召連、十挺二十挺つゝ彼方此方に陰りヲ隠シ置申候、敵近く乗込候時、馬の乗様口伝、

付大将攻城之時、城廻り御巡見有之候ハ、弓鉄炮のはたらきヲ相考、此方方狭間を相守る事、是物頭必可心掛義也、

一、夜懸朝駈ニハ大風大雨ヲ可用事、付大風甚雨大雪之節、遠路ヲ不可押行事

大風大雨の紛に夜掛朝駈必可得勝利、以レ小撃レ大にも此時を用、周武王牧野ノ陣是也、

○大風甚雨大雪に不可長押、如此ノ節は必陣取懸、定かたく備テ長押不仕候、別而敵地へ入候而ハ、長押不仕候、但シ敵の凶事を見付利に乗したる時は長押も仕候、此時ハ二日三日の腰兵糧にて小荷駄を連不申候、

○又ハ在陣逗留におよひ悪事可有之儀必定に候ハ、諸勢に心を付、段々ニ堅く備、敵に逢候ハ、急に可戦、覚悟仕備を押候ハ、悪事無之候、押候ハて不叶処とて猥に押候へハ、必悪事有之ものにて候、

○何たる悪方へ向候共、大風甚雨の利味方能候者懸て合戦仕、可為勝利候、但大星に向候ハ、氣遣有之事ニ候、此条口授可仕候、付味方大風甚雨にむかひ候ハ、備を立直し、風雨ヲ脇に請候様に仕候へは、持軍に成申候、若又敵風の利を見付、

急にかゝり味方の備立直す事不成候時は、前備を折敷堅く候へ、跡備を押直し風を脇に請候て驅り候へ者、敵おのつから備を直すものにて候、其時味方の備も自由に直し申候、

一、敵川ヲ越時ノ関会釈之事

水際に而参而敵必川を越さんとする時は、早く味方取除へし、然ハ必敵川を可越、半分程越たる時返し合急に可戦、是を半渡の大事と云、尤口授有之、

一、大河ヲ渡人馬綱越竿越之事、付馬筏之事

大河を渡るに人馬共習有之、歩卒ハつな越さほ越にすれば、一人も不流もの也、馬上ハ馬筏を組て十四も二十足も馬を立並て、竹にても鎗にても取集て、鞍の前輪に渡して結付、一度に同様に打入て渡れハ、余程の大河も無慮渡るものなり、重々口伝、

一、臨川船越之時人馬乗申積之事

船越の時人馬乗申候、大方積之事、海上の船は廻船平常の舟百石積の船に百人の積にて候、是ハ足重キ船積りにて候、船ハ下つミなくしてハ人斗はのられぬものにて候、百石積之舟にハ米三拾石程つミ、其上に五十人斗乗候而能候、此船加子六人ほとにて候、馬ハ百石舟に五疋か六匹迄ハ立かね可申候、大方可為五疋候、是も下積材木をつミ候て、其上に板ヲ敷、其上に畳を敷、馬ノ働不申様に両方材木を以てつめ、又畳ヲ以て馬をすくめて乗せ申候、右之積ヲ以て船ノ小キ次第に二疋三疋宛乗申候、

又せき舟には櫓二十挺立の舟に人三十人強而五十人より外は乗不申候、此積を以て太方せき船之人衆も積り申候、但数年船中海上鍛練なくしては、急速に積られ不申候間、能船奉行舟頭を持候て、それに任せたるか、能々又兵船の事ハ船の作り様前之事ニ候、加子二十人立の舟に大方士二十人外は罷乗不申候、弓銃槍以下の諸道具有之事に候、人過候得者働不罷成、其外兵船の諸道具御座候、是ハ海賊の功者ニ御尋肝要ニ候、付船越之時惣軍乗候節、船之立様之事、船を岸に一面に着候而置、人衆をも備を立、一手切に立置、一手の内にも五十人百人馬十疋五匹宛と分候て、宜軍鑑の下知次第一切〳〵に乗せ申候、猥に乗込ニ仕候へは、舟を乗返すものにて候、使番之人走り廻り下知してのせ申候、加様に仕候へは、過無之候、小荷駄乗せ候時も如此之仕形にて候、惣して先手次第に先へ乗せ河を越申候、其内にて弓銃を先へ越し申候、兼而人衆押前の時、一日先に中斥候罷歸、御先ニ大河有之候船にて越申候と申上候、早船数改られ輕騎を被遣、御人数に引合、一日前に舟割被仰定候、人馬乗様之次第、前段の法之ことく敵地へ入、大河に船は有て船頭のなき事有之、如此の時船の繩手越ツナテといふ事有之、口伝、

一、山戰之事

味方山の七八分に備、敵山の麓に備候て責上り候ハ、必定味方得勝利候、又關山の頂上に候而敵山の七八分に備候へハ、頂上に備候方負るものにて候、關山ノ七八分に備候はんならハ、其山の内の地形高キ所に大将旗本を備へ、左低右高キ所ニ総人数

を備、老弱の雜兵にハ木を伐と道を造らせ待て戰ふ事を專とす、地形を見届三物頭の備肝要ニ候、弓銃を分て備脇より射掛させ候、又味方山の麓に備、敵山の七八分に備候て、卒尔にかゝらぬものにて候、山に向廢軍と申候而一大事の惡所ニ而候敵山の峯へ引上り候敷、山の麓へ下り候敷、其間を見届崖へ上り候者、追上ケ合戰仕候得ハ、得勝利候、又麓下り候時も懸て合戰いたし候へは、得勝利候、心持口伝、

一、敵地にて人民小屋上り仕居候所江小屋落ニ參候時作法之事

於敵地其所の人民小屋上り仕、取籠り居候時ハ、小屋落シニ參候事有之候、此時ハ敵の籠り居候人衆を大方積り、諸手より輕騎を十騎二十騎宛出合、何も歩立弓銃の者を召連、夜の内曙に參候、物頭五騎も三騎も馬にて參下知仕候、敵落行可申様成方を開、其所の地形高キ所候ハ、少々切所にて候共、高キ方江廻り、かさより関を咄と揚ケ、鉄炮打かけ急に押込申候、總而大事の前に加様成小事ハ仕出さぬ義ニ候、

一、於敵地刈田仕ル事有之、此時作法之事

敵地へ入、一所に五日十日在陣之時、依時宜刈田仕ル事有、此時之作法夜の内に大陰カッを出し、敵に向ひ弓鉄炮の伏を置申候、其上雜兵に田を刈せ申候、此時ハ稲の穂斗を刈取申候、一人壱束宛刈可申旨申付候、則一人して壱束の積り刈候ハ、其者〳〵の衣類に包、肩に被キ申候、下知次第並ヲ列て陣場へ引取申候、十人に一人宛仲間にて小頭付申候、小頭に前後の作法前夕ニ申

渡候、小頭始中終下知仕候、夜明方ニハ陣場へ帰申候、其後か
まりの遊兵も引挙申候、

一、陣中諸人之以言語敵味方勝劣之相ヲ知ル事

陣中静に敵の凶事をはいひ、味方の義にてハ吉事をいひ、氣遣す
る義無之、いきほひハ可勝驗也、いつくともなく敵の吉事を云
て闕の悪事、又ハ弱き事を云て陣中囁き廻るハ可負驗なり、

一、就テ勝負前後ノ位ニ引テ古人ノ語ヲ論レ之事

或云、先スル則制シレ人ヲ後ル、ニ于人ニト云語有之、又云、
不レ為ラニ事ノ先ニ動而輒随フ、此両端相違なる事を論す、畢竟文
字斗に拘り其々の心を不了、如此に書面ををふ時ハ、万事古書
害と成へし、其深味を会得すれハ、十方にのへ散スといふとも、
正法ハ正法と可立儀也、兵道ハ帰スレ一ニといふ意は肝要の語也、
此語を先熟得する人は其末にまとひ有へからず、始の語能する
人は国法軍法共油断なく、物事先而整有之人なり、しかる時は
其通におよハす、後ニテさハくものハ制せらるゝ善也、能図を
打候て勝利を得へし、後ノ語、天地神明ニして与レ物推移變動無
レ常、因レ敵転化ス不レ為ラニ事ノ先ニ、動而輒随フ、如此つゝきた
る前段、常万事相調充々たる備也、其上ニ此方の変動ハ可有之
やうなし、敵の変動に應じて間に髪と不入、能図を討て得勝利
也、如斯見る時、是も一に帰シタリ、則右ノ文ノ上につゝきた
る柔モ有レ所レ設ル、剛モ有レ所レ施ス、弱モ有レ所レ用、強モ有レ所レ加
ル、兼ニテ此四ノ者ヲ一制ストニ其ノ宜ヲ一有之、兵道ノ本元一々了得

ある人は、応ニ万事一奇変を用るに尽る事なく、事々可制其宜也、
惣而軍術奇正虚実の外に出ず、此処重々工夫可有之ものなり、

○惣して右に記す処ハ大抵也、戦攻ノ謀を不シハ、知敵を以てかた
るへからず、分移することあたハすは奇ヲ以てかたるへから
す、治乱に不シハ、通セ以テ変ヲかたるへからすと云々、是等の
義も可味なり、

一、足輕五位ニ組立様之事、付足輕太鼓之事

惣して人衆組の根元ハ五に起る儀也、依之輕卒も五人組に仕候、
五人ニ一人つゝ、与力を付る事尤可然儀也、如此して五人宛五
組五伍廿五人なり、与力ハ五人添之、是ヲ二組合て五拾人、四
組合百人也、鉄炮百挺也、与力二十人之積也、尤二三十人にて
も五十百ニても大頭ハ一人也、

○右足輕を五人宛進退の形に一二をして定る、是を奇正の立様と
も五行ノ立様とも申候、代々打放し候、玉込之業口伝、

○足輕大将ハ制而先頭に進之、合戦の場所考定、矢軍を初申候、
尤此人数押にも太鼓を用、是ヲ足輕太鼓と申候、口決、

一、足輕縦横分合之事

縦はたてに立、横はよこに立る、是陰帰奇正なり、豎に立るハ
備をたゝむ時、又ハ道細き所、後高ミの地形、如此ノ節の類也、
横に立るは常の儀、又わきて広き所にては、中道広くして横に
たて、畢竟開キあひ左右方打事も有之候、惣してうちひらきた
る所にてハ、二三段に立候とても横ニ立る事、地の形に應した

るもの也、

○分ハわかれ合あふ敵ニあひ、節に依て或ハわかれ或はあひ、其宜にしたかひ働く事、軽卒も与力も肝要ノ儀也、戦みたれては五伍其列大に乱ル、といへとも、其一組／＼一処に有之様に心得、鉄炮の業も空しからざる様ニ仕候得者、戦乱而法不乱といふ故語に相叶、尤なるはたらきなり、

○堅ハ横に変シ、横ハ堅に変す、わかれたるはあひ合たるはわかるゝ、畢竟其節の敵の撰様により変化無限儀也、此業口授、

一、鉄炮弓槍三段足輕心持ノ事

銃は遠くして敵を制する故、最先頭に備也、其以後間近成て弓を射、猶近く勝負を決する時鎗也、近代之様子小筒にて遠く放時ハ、其益少シといへ共、大方二町百間斗に成候てハ放申候由、此時味方も応シて鉄炮持するもの也、是ハ兵氣をしらませ間敷か為なるゆへ、如此之節も其に放さしむる也、互に攻寄る時、足輕はたらき尤口伝有之、合戦は兵氣大事なる故、其業かひなき時も放つ心を知る時は、無益の遠放はせざる也、

○弓銃交して宜敷といふ説も有之候而も、其業遠近大に違たるものなれハ、弓ハ弓銃は銃とわかり可然也、鉄炮ハ間近く成候てハ、玉込自由に難成候、此時能しほあひをミテ放へし、是も敵方放もやうニ応して二三十間といへとも故事有之、意味同断也、如此先敵をうくる様に記し候へ共、畢竟ハ広場にて互に間近く覚、自然と同事に矢軍始るなり、

○戦場鎗脇の弓ハ鍵たけにて放候ものと申伝へ候、尤かやうに

體ニ心得候へは、其業の功手つよく立也、此心を知れハ弓ハ随分間近き迄にその業用へし、

○弓銃の立様可有心得義也、

○矢玉にては敵の同く飛具ノ者を制する大格なり、但シ口伝、

○長柄ハ鉄炮弓の次に備る格也、然れとも近代良將の御吟味に旗本の前へとり、先手は鉄炮弓に押つゝき、騎士下り立、鎗を用らるゝ義也、是又必定可然せんさくなり、

○惣して先手物頭尤見切、又ハ働の大事有之、工夫可有之者也、

軍政要目集卷第十一

首実檢序説

夫兵者凶器而不可易々而用者也、国之興亡人之安危一係于此、故聖人所以称凶器而忌憚矣、若夫殘賊人以強欺弱恣己之欲、謀動干戈於邦内而侵凌于他邦、則聖人乘一時之權而秉兵討之不得已也、蓋欲救民於塗炭令得其所哉、故曰、俟我后来其鯀、又曰、東面而征西戎怨南面而征北狄怨民望之、若大旱之望雲霓也、故曰、仁者無敵焉、夫聖人施為運動、又如何哉、相伝古昔若天帝釈与阿修羅戰修羅戰敗入藕絲窟中、而匿天帝特無上心咒、自安住無因無果之地、又令彼証悲怨非親之处、因之觀之揮麾弄兵者不可不用心焉、僻則為天下戮也事、於纒団卷註之、

一、或古老ノ士に実檢の趣意を尋ける、此士の答ニ、惣して武將の本

意ハ治に乱を不忘、又乱に及といへ共、太平の常を不失、爰を以て治乱の境を越たる明将といふ、然る故始中終共弓矢ノ作法ニ過不及虚実なし、如此なる依て敵に勝て後も武の礼法に不忘也、又一説に首実檢ハ勝鬪ヲ執行の一ノ業也、勝利に乘しなすにあらず、弥胄ノ緒をしむる心也、故ニ武者の長を集、物の具軍器を調て、只今敵に向ふ志かゝげ、首実檢をなすと云々、是以て勝を弥慎て不失の義なれば同意也、其外実檢の業正伝之仕形ハ皆此書にかなふもの也、此義を専要として執行すへきものなり、

一、首対面実檢見知三段之事、付大将出立之事

頸対面といふハ同輩又は少上たる人の首を見るをいふ、大将出立物ノ具して箭ヲ負イ、弓を持、鉾矢を弓に取添へし、左右ノ脇ニ武者二人有へし、忝人ハ弓、忝人ハ太刀を持へし、大将ハ床几ニ腰をかけ給ふへし、

実檢見知と云ハ我より下ノ頸を見る事なり、此時ハ物の具せず、但古例之着用、一説ニ実檢之時、大口直乗毛沓をはくへしと有之、又兵物の具をもし給ふなりと有之、此段口決有、同書ソ亦一説ニ、首を見る時出立之事、へりぬりの小鉢巻に小具足をし、太刀を引そばめ左ノ眼尻にて三度にらむへしと有之、重々口伝、

一、上中下ノ頸据物善別有之事

上輩ノ首くぎやう、中輩足付、下輩かなかけ、何にも切目を頸の前へなし、畳紙を敷、其上頸を前を先へなして、切目の方のふちを放し、かなげの角へかけて可置、首の右を大将の方へなすなり、

一、頸披露ノ役人出立之事

本式ニ物具をばせず、大将軍の首の時はなし、折烏帽子に鉢巻して、髪をみだし、小具足脇頂をして臍当をはき、箆を負ひ、毛沓をはくへしと有之、又八目ノ草鞋をはく事故有義也と云々、

一、首対面ノ時前後左右ニ武者役人可祇候事、付勝鬪之事

○大将を中央になして

左先

○旗ノ役人武者旗持を引付、旗竿ニ手を掛る、

左次

○弓矢武者

○大将 床机ニ腰ヲ懸ル

右次

○団武者

右次

○貝武者

右先

○太鼓役人 太鼓を引付、撥を持居ス

実檢畢て大将団を取て二度揮て曳叡と調子を揚、三度目の団

を揮置に時太鼓撥を取て三度打て、諸卒王と声を合す、如此三度勝鬨を揚る也、又団持人三度ふる事有、其時は大将は太刀ノ柄に手をかけ、三寸ぬきくつろけ給ふなり、

右故実也、猶口伝、

○右ノ説をうけ勝鬨の規式一説

勝鬨の規式といふハ、先備を後へ繰、左右脇備を前へくり、後備を左右へ配、八行の陣をなし、大将中央に座し、陣の後におゐて首帳を調へ、大将床几に座す、左に太刀、団扇、右に弓矢、弓ハ勝軍に矢ハ真鳥羽、常ノ矢也、貝太鼓ハ前に有之、能武士撥を取て三度打貝有、旗ハ旗奉行旗指を引付、御旗に左ノ手を付、大将采牌を持、首帳を見をわりて、惣軍鬨の声をあく、南天の手水たふの手中何レも能武士の役義也、

一、首披露之事

大抵頸披露之儀、御前へ持参仕候時、右之手にて頸の髻リヲ持、

頸ノ右顔を御前へ向、左ノ手ニて頸の面を隠ス様子仕、御前近キ処にて跪キ、首を下に置、手を突、子細を申上候、罷在候時頸の面ヲ我前の方へ捻直し、此時左右の手の所、又右の方へ罷有候、仕方重々口伝、かりそめニも首の面御前へ直に向せ不申候、かゝり頸にならざる披露能々吟味すへし、伝云、自然披露仕る人不觉悟にて、御前へ首の面むかハせ候て、

大将観器、又ハ故実の会釈有之、

一、一首之事

一ツ頸の披露につき大事御座候、二面ノ披露とも申、一向二面ノ披露共申候、口伝重々、

一、法師首之事

坊主頸披露仕時ハ、両方の耳へ大指をさし入て持、少左の方へ押向持なり、御前にて跪き下ニ置、子細を申上罷立時、我前へ面を捻直し、最前のことく仕、逆に罷立申候、惣而頸を持て参る人ハ、大将の顔を見ぬものにて候、何時も頸を持て帰にハ、頸に目を付て放サヌ事ニて候、是を見送ると申候、

一、纒武者討捕其首披露之事

母衣武者打取候者、其纒を畳胃ノ内へ入、その上二首を置、纒にも懸御目申候、纒を不添実檢に入れは首送と申、不覚と仕候也、此儀に付段々口決有之、

一、於軍場即時首披露之事

戰場にて高名仕、於芝居大将に頸を懸御目候時ハ、胄着ならば胄を傾ケ頸を中へ入、頸ノ右顔を懸御目、子細を申上候、如此ノ節、何時も御大将ノ御右の方^江参上仕候、処により其俣乗馬仕候へと御意候ハ、乗馬仕懸御目申候、其時ハ左ノ鐙を踏はづし申候、

一、高名ノ上首鼻に仕ル首尾の事、付鼻もぎやうの事

高名仕、そのうへに返合候敷、又先へ乗込候ハて不叶時、戰場に

て頸を不持鼻に仕る事あり、証人無シテ卒尔に鼻にハ不仕候、加様ケ様の子細候間、鼻に仕候、後日ノ証人に罷成候へと同列之士に急度申断、鼻に仕るものニ而候、

○又鼻もぎやう、上唇をかけ箸申候、御前へ懸御目候時も誰某

ニ申断、鼻に仕候と子細ヲ申上、鼻を畳紙に載せ懸御目申候、

実候の時ハ鼻居台定御座候、

一、大将頸見給ふ時観念之事

大将御対面の時は床几に腰をかけ、太刀を三寸斗鏝元を抜くつろけ、太刀ノ柄に手をかけ、左ノ片顔左ノ眼尻にて御覧可有之也、其時唱文曰、現世怨敵皆起慈心ト三返口ノ内にて御唱有へし、懸御目人もはしめ首請取時、此文を口の内にて三遍可唱、重々心持口伝有之、

一、実候之時古代ニハ酒をすゝめたる説有之事

上古ニハ酒ニ献すゝむ、当代其礼義無之、首ヲ久敷御前にをかぬ事也、此儀尤口決、

一、名代実候の事

大将の作法のことし、仮令大将は幕ノ内幕の日月の物見より見給ふ也、名代ハ幕の外也、扱勝鬨をあくる時、床几より下りてあくるなり、

一、路次にて首ニ礼する事

可然人の頸ニ行逢時ハ下馬すへし、弓手になして可通、頸桶に入て持かさなく共、礼ニおよひ相応の首ニハ如此可有之義なり、平人の首への礼ニハ、むかふ方左の証をふみはずすへし、

一、首を送る事

討取たる首、実候過て敵方へをくる事も有、母衣掛たる武者ノ首ハ母衣に包、其外ハすゝしの絹に包、桶ニ入る也、仕立様口伝、

一、他所方来り首請取事

他所方来る頸桶などに入来る改うけ取、上中下ノ居物ニのせ、頸の脇顔を懸御目申候、惣して大将に対面之時も実候ノ時も、汝ノ誰某と計云テ見せ申候、実名をハ不可云、

○又云、出家に請取する事も有之候、首桶のうへの射捨のきほう折捨る伝も有之候、此儀ニも口決有之、

一、反閉之事

此儀ハ重々秘伝有之、

一、首帳之事

此儀別事ニ委ク記也、

一、首ニ付ル札之事、付同書様之事

頸に着る札木之事ハ、長サ四寸厚サ四分広サ一寸、木ハ弱檜オハラヲ

桎目にして着ル、又云、賞玩ノ頸ニハ板目にして付ル、又杉にてもする也、札ニ穴を明ても又刻ミても紙をよりに緒ニ付る、○高人ニハ左ノ髻モトリニ付る、平人ニハ左ノ小髻、又ハ右ノ髻ニモ着ル、結目ヲ結て可切、

○頸札之書様、上中下有、上ハ真中ハ行、下ハ草ニ名ヲ書至テ、下輩ハ仮名に名ヲ書也、

一、頸札之事

大将ノ首をハ杉木にて桎目にて切目を頸ノ面へなす、常ノ人ノヲハ弱檜木にて作る、切目何レも同前、寸尺ハ四方八寸ニする也、惣して首ニより上中下据物ノ次第有之、上ハ公卿、中ハ足付、下ハかなかけすゆる也、此儀ハ右にも委ク記もの也、

一、首捕之事、付実檢之時請取渡之事

○高サ壹尺五寸、又九寸にてする也、口ノ広サ八寸にも七寸ニもする也、蓋ノ上上ヲ可書、頸ヲ絹にて裏ミ桶ニ可入、上ノ布ニ亘上ヲ縫合せ、それにて桶ヲ可レ裏、射捨ノ木鋒ヲ一筋桶ノ上上に指へし、是ハ余所へ可遣時之事也、高人ノ首ヲハ赤漆にて可塗敷、

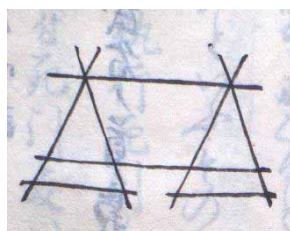
○請取渡之事、実檢の時ハ河原者ノ役也、桶ノふたを取明テ請取者ニ見する也、扱本ノことく桶ニ入て蓋上ヲして渡ス時、封ヲ付ルト云テ桶の端ヲ刻ム也、又頸ニヨリ其家長名平土若ヲトナ党なと請取渡ス事有、此時ハ桶ノ蓋に封ヲ不付ナリ、

一、獄門之事

獄門とハ首掛ル場ヲ云也、朝敵ヲ打テ禁中江奉ル時、其首ヲ掛ル処有之、獄門と云なり、○樗ノ木ニ首をかくる事も故実也、口伝、

一、梟木之事、付首掛様之事

○梟木、長サ九尺又ハ一丈ニもする也、○梟ノ結様、并頸多時ノ掛様、色々有之口授、



首掛ル繩、青蘇にてよりにて兩繩に結ひかくる也、

首多時ハ下輩をは下ニかくる、

○頸を見せ申時も又梟ニ掛るニも生活ノ方へ不可向、生活ノ方とハ丑寅を云也、

○梟ニ首ノ掛様、其首ノ味方ノ方へ向ハぬ様ニかくる也、又左ニ見ぬ様ニかくる也、右ニ云、丑寅ノ方へかくれば必敵をとると云ならわせり、

○法師武者ノ首梟ニ掛ル時、からけやう有口伝、

一、実檢ノ後首放方之事、付地取之事

首実檢して後放つ方北へ可放、其故ハ北と云字ヲにくるとよむ也、

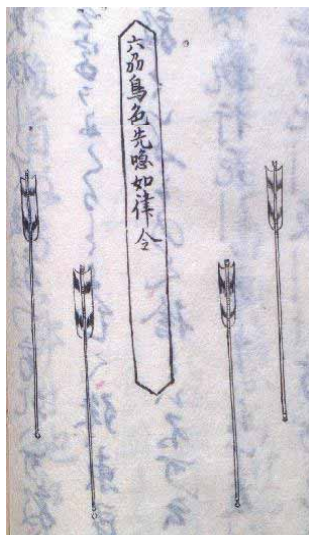
殊ニ東良へ不可捨、惣シテ放といふもの也、捨とハ不可レ云凶也、

○凡頸ノ執行、死引ノ方より取て友引ノ方へ放もの也、付死引友引の方、歌にて知る事、

年ハ十月ハ九日ハ七つ時の五ハ死引友引

猶口伝有之、委ハ本書記之、

地取の事、是ハ敵味方共に頸を放に、地神ニ地を乞請る法也、但味方斗にかきるへきことなり、此札寸尺無之、



如是木札也、地取の所に立る也、切紙ノ巾ニも猶秘事也、能々可口伝者也、

一、合戦得勝利於其芝居首帳付る時、高名仕たる士争有之時之事

合戦勝利之上、於芝居大将御前ニ而首帳付申時、高名仕候勇者共、

一番鎗或ハ鎗下高名或ハ相討、彼是と争ヲ申上候事、每度之儀ニ候、此時ハ尤大将被仰次第、第二ニハ軍鑑団取隨時宜挨拶仕、後

日御穿鑿之上被仰出之旨可有之候間、唯今不及申分候と当座之埒明申事、軍鑑物頭の心得肝要ニ候、其上以指図首帳為付申候、

一、於戰場高名甲兵生虜ノ批判大概作法仕有之事

馬武者ハ胄着ノ頸を取、歩卒者ハ生虜者之頸ヲ取事、大概の法にて候、如此無之時ハ褒美無之候、太刀鎗ハ太刀鎗、弓鉄炮ハ弓鉄炮と相對する事格にて候、猶其働の品によるへし、

一、雑説品々事

○首供養と云事

○武羅武者頸之事

○引導之事

○首衣之事

○首塚之事

○首板之事、付置紙用る事

○隔板之事

○隔門と云事

○五眼首吉凶之事

右何も口伝有之、

軍敗要目集卷第十二

天文 日取之事

夫日取ノ書曜宿経歴家書陰陽家ノ書、和漢兩朝其家々ニ用來ル処不可ニ

勝テ計フ、所詮軍術之肝要者以ニ相尅相生ヲ一考ヘニ敵ノ悪日ヲ一撰ニ闕吉日ヲ一可レ用レ之、十干ヲ為レ自十二支ヲ為レ他ト自レ上尅ラレ下ヲ肝心トス、又敵ノ大将ノ歳数ヲ知得而闕ノ大将ノ歳数ト考合、闕ノ大将ノ歳ノ日ヨリ敵ノ大将ノ年ノ日ヲ尅ノ様ニ可考、又四季土用ヲ考テ旺分ヲ以テ闕トスルコト肝要也、年月日時共ニ可レ為ニ同意、伐シ上ノ制スルレ下ヲ日取重々口伝、古書云、天ノ時不レ如ニ地利、地利不レ如ニ人和ニ、又或書曰、一切日皆善一切宿皆賢、又以是ヲ能々可ニ得心一、年々是好年月々是好月日々是好時ト云、

五箇

保 自二十干一相生スルヲ 十二支一 為レ保ト
 義 自二十二支ニ相生スルヲ 十干一 為レ義
 專 十干ト与二十二支一相加ヲ 為レ專
 制 自レ干支ヲ相尅スルヲ 為レ制
 伐 自レ支干ヲ相尅スルヲ 為レ伐

右為ニ日取ノ元一、保ハ君ノ道、義ハ臣ノ礼、專ハ合不合、制ハ刑戮、伐ハ反覆也、口伝、得心重々多シ、時取方取共ニ同之、

一、千倍日トテ廿八宿ノ内ヨリ五宿拔出シ於ニ武家ニ万時用レ之參、

柳心尾鬼五宿、尤御進発合戦ニ用テ大吉也、合戦ノ時五宿ノ内ニ相当ラハ何時モ懸リ軍也、宿ノ用口伝多シ、

一、廿八宿縫様

室 壁 奎 婁 胃 昴 畢 觜 參 井
 鬼 柳 星 張 翼 軫 角 允 氏 房
 心 尾 箕 斗 牛 女 虛 危
 室 奎 胃 畢 參 鬼 張 角 氏 心 斗 虛
正月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十月 七月
 日ノ宿月首ノ宿ヲ朔日ニ當テ如常三十日ヲ纏テ其日ニ當ル宿ヲ知也、趙列曰、人皆十二時ニツカル我ハ十二時ヲツカヒ得タリト云々、

五箇ノ時

申乙日 立寅卯 命巳午 罰丑未辰戌 刑申丙 徳亥子
 丙丁日 徳同 立同 命同 罰同 刑同
 戊巳日 刑同 徳同 立同 命同 罰同
 庚辛日 罰同 刑同 徳同 立同 命同
 壬癸日 命同 罰同 刑同 徳同 立同

転知死期

支天方

子午卯酉ノ日ハ九目 丑未辰戌日ハ一目

寅申巳亥日ハ五目

弁天方

子午卯酉ノ日ハ五目 丑未辰戌日ハ九目

寅申巳亥日ハ一目

黒天方

子午卯酉ノ日ハ一目 丑未辰戌日ハ五目

寅申巳亥日ハ九目

右城郭ヲ忍ヒ人ヲ鞫ニ用ル、口伝、

兵術之大法、考ニ勘スルコト年月日時之吉凶ヲ一雖ニ肝要ナリト、及テ軍ニ一者考ニ時之吉凶ヲ一定ルコトニ勝負ヲ一專要也、善惡之時取様々隆

レ多レ之、五箇之時為レ元、演禽書云、以レ日為レ敵以レ時為レ闕云々、

三天之方

凶レ向フニ合戦ニ常ノ時ハ向ニ此方ニ可ニ礼尊一、朝花暮食可ニ祭祀一、謂フニ之ニ宝天一、

支天方

子午卯酉ノ日ハ九目 丑未辰戌日ハ一目

寅申巳亥日ハ五目

弁天方

子午卯酉ノ日ハ五目 丑未辰戌日ハ九目

寅申巳亥日ハ一目

黒天方

子午卯酉ノ日ハ一目 丑未辰戌日ハ五目

寅申巳亥日ハ九目

右摩利支天者大將軍也、於年者三年塞也、弁才天者智弁謀畧ノ天也、大弁功德天是也、大黒天者糧用自在ノ天軍ノ行事也、摩訶迦羅天是也、合而曰ニ宝天ト一、不レ可レ向ニ此方ニ一何時モ可レ為レ後、或書曰、捨レ年用レ月レ日捨レ日月レ時捨レ時用レ方云、及ニ合軍一方取可レ為ニ肝要ト一、大將軍鑑之業也、能々可ニ口授一、

破軍之大事

夫北斗破軍者天之七政軍之極秘也、慎ラ可ニ識レ得之ヲ一、

一、貪狼星 一、巨門星 一、祿存星

一、文曲星 一、廉貞星 一、武曲星

一、破軍星

縛様、其時ヨリ四縛テ次ヨリ月数ト縛也、又正五九一ト覚ル也、必不可レ向ニ破軍ニ一劍鋒之向方ヲ可レ討、

井伊掃部頭直孝從士

權道正伝

富上喜大夫藤原因利編集之、

丑ノ時ヨリ敵ノ左ニ口伝、

○破軍破之大事

未ノ時ヨリ敵ノ右ニ口伝、

(やまだ ゆうじ

三重大学人文学部)

是者六時宛也、此手先江懸テ吉也、但不レ及ニ了簡ニ一時ノ事也、劍先ヲハ外シ劍後ユ懸ル秘事也、尤備之立様可レ有レ之、

○亥子丑之三割ニ口伝

○尾反口伝

右破軍之極体、依ニ其器量ニ可ニ口授ニ者也、

○律呂之氣

○五調子之氣

○大星真伝

右条々深秘之口決、不レ有ニ其器ニ者、努々不レ可ニ伝授ニ者也、